
(仮) 第4次豊田市教育行政計画 (案)

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	4
4 国・社会の動向.....	5
5 市の概況.....	6
(1) 位置・面積・地形.....	6
(2) 人口.....	6
(3) 市の財政.....	9
(4) 中核市平均との比較.....	9
第2章 計画の基本的な考え方.....	10
1 基本理念.....	10
2 めざす人物像.....	11
3 重点施策.....	12
4 基本施策.....	13
5 計画の体系.....	14
第3章 重点施策.....	16
重点施策1 自らの可能性を広げる力の育成.....	16
重点事業1-1 「主体的・対話的で深い学び」推進事業.....	17
重点事業1-2 ICT活用・整備推進事業.....	19
重点事業1-3 子どもの読書活動推進事業.....	21
重点施策2 誰もが安心して自分らしく学べる場の確保.....	23
重点事業2-1 きめ細かな教育推進事業.....	24
重点事業2-2 いじめ・不登校対策事業.....	26
重点事業2-3 特別支援教育の推進事業.....	29
重点事業2-4 外国人児童生徒等教育事業.....	31
重点事業2-5 学校施設長寿命化改修事業.....	33
重点施策3 郷土を愛し、生涯学び、活躍できる機会の創出.....	35
重点事業3-1 WE LOVE とよた教育プログラム推進事業.....	36
重点施策4 家庭・学校・地域の共働の推進.....	40
重点事業4-1 コミュニティ・スクール／地域学校共働本部推進事業.....	41
重点事業4-2 地域との連携等による教職員多忙化解消推進事業.....	43

重点事業 4-3 ものづくり教育プログラム事業	38
第4章 基本施策	45
1 生き抜く力を育む学校教育の推進	46
2 安全・安心で快適に学べる教育環境の充実	49
3 暮らしを豊かにする学びの支援	51
4 地域による次世代人材の育成の促進	53
5 まちへの誇りや愛着につながるものづくり学習の推進	55
第5章 計画の推進	57
1 計画の推進体制	57
(1) 事務局における進捗状況の把握	57
(2) 教育委員会議	57
(3) 点検・評価	58
(4) 市民への公表	58
資料編 59	
1 策定に関する例規等	59
2 策定体制図	61
3 審議会名簿	62
4 豊田市教育委員会附属機関規則	63
5 豊田市教育行政計画審議会への諮問書	64
6 審議会の審議経過	65
8 豊田市の教育に関するアンケート調査	66
9 関係団体等へのヒアリング	70
10 語句説明 ※文中に*が付いている語句について、説明しています。(五十音順)	71
12 第3期豊田市教育大綱	74

第1章 計画策定に当たって

1 策定の趣旨

教育は、個々人の人格を磨いて個性・能力を開花させることで、一人ひとりの人生を豊かにするとともに、地域の持続的な発展を担う人材の育ちをも支えることから、重要な社会基盤の一つです。

また、人生100年時代の到来や、超スマート社会（Society5.0*）の実現に向けた急速な技術革新など、社会が大きな転換点を迎える中、全ての人が豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の果たす役割、重要性はますます高まっています。

本市では、「地域ぐるみで学び合い」をキーワードに、教育を学校だけで完結するのではなく、学校と家庭、地域が連携・共働*しながら子どもたちを育む社会に開かれた教育課程を推進しています。今後も引き続き、次代を担う子どもたちが、広い視野を持ち、自ら考え、課題を解決していく生き抜く力*を培っていくこと、生涯にわたり学び続ける基礎を養うことが求められます。

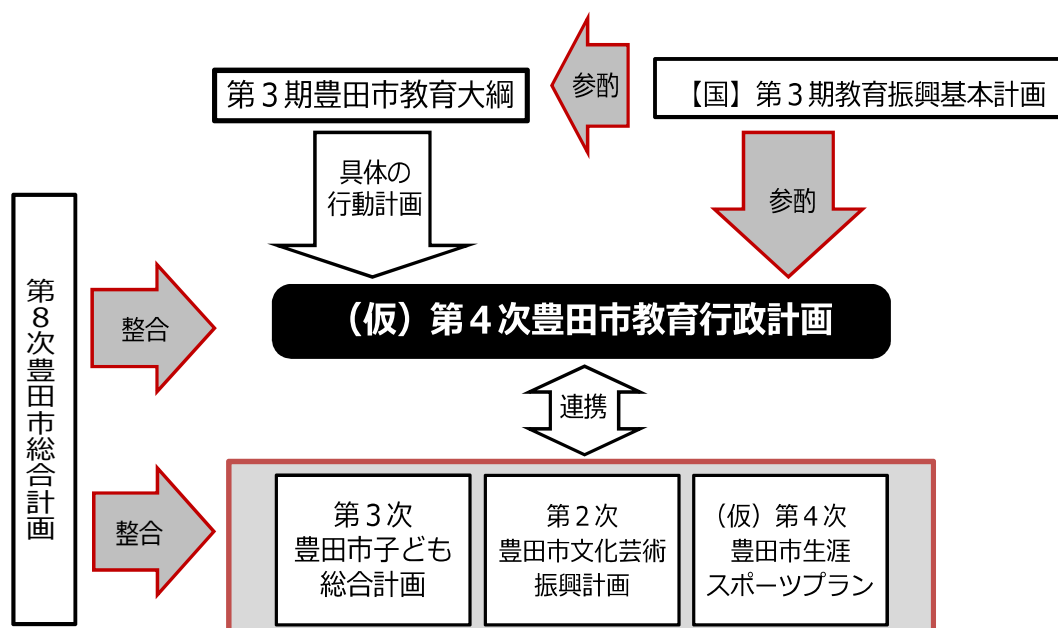
そこで、第3次豊田市教育行政計画の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興をめざして、国・社会の動向や本市の現状を十分に踏まえながら、教育行政の方向性を明らかにするとともに、真に必要な取組を着実に推進するため、新たな教育行政計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定による、地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画である「教育振興基本計画」として位置づけるとともに、学校教育分野を中心とした、本市の教育行政における基本的な計画です。

この計画は、本市のまちづくりの方向性を明らかにする豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める教育政策の根本的な方針である豊田市教育大綱を実現するための具体的な行動計画です。

また、文化芸術基本法第7条の2に基づく「文化芸術振興計画」をはじめ、スポーツ基本法第10条に基づく「生涯スポーツプラン」や「豊田市子ども条例」第27条に基づく「子ども総合計画」などの関連計画と連携を図りながら策定しています。



※幼児教育、文化芸術、スポーツの各分野については、関連計画に位置付けるため、本計画の範囲外とします。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）を含む「持続可能な開発のための2030 アジェンダ*」が採択されました。また、国は、地方公共団体によるSDGsの取組の推進に向け、地方創生分野における日本のSDGsモデルの構築を進めており、本市は、2018年6月に持続可能な開発目標達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs 未来都市」として内閣府に選定されました。

今後は、「SDGs 未来都市」として、SDGsに関する普及啓発や地域課題の解決の加速化を図り、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めていく必要があります。

本計画においては、SDGsの目標を踏まえ、重点施策等の立案を行っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画期間

本計画の計画期間は、2022年度から2025年度までの4年間とします。関係する計画と連携しながら、本計画を進めていきます。

関連する計画の状況

	2018 平成30年	2019 令和元年	2020 令和2年	2021 令和3年	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年
総合計画	第8次総合計画 (2017~2024)							
教育大綱	第2期教育大綱 (2018~2021)				(仮)第3期教育大綱 (2022~)			
教育行政計画	第3次教育行政計画 (2018~2021)				(仮)第4次教育行政計画 (2022~2025)			
子ども読書	第3次子ども読書活動推進計画 (2018~2021)				(仮)第4次子ども読書活動推進計画 (2022~2025)			
文化芸術振興計画	第2次文化芸術振興計画 (2018~2025)							
生涯スポーツプラン	第3次生涯スポーツプラン・行動計画 (2018~2021)				(仮)第4次生涯スポーツプラン (2022~2025)			
子ども総合計画	第2次子ども総合計画 (2015~2019)			第3次子ども総合計画 (2020~2024)				

4 国・社会の動向

2018年6月、教育基本法に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。計画では、2030年以降の社会を展望し、人生100年時代を豊かに生きるため、また、超スマート社会（Society5.0）を生きるためには、全ての人が生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場や分野で成長し、新たな価値を生み出し、輝き続ける力を身に付けることが不可欠として、教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むことが示されました。

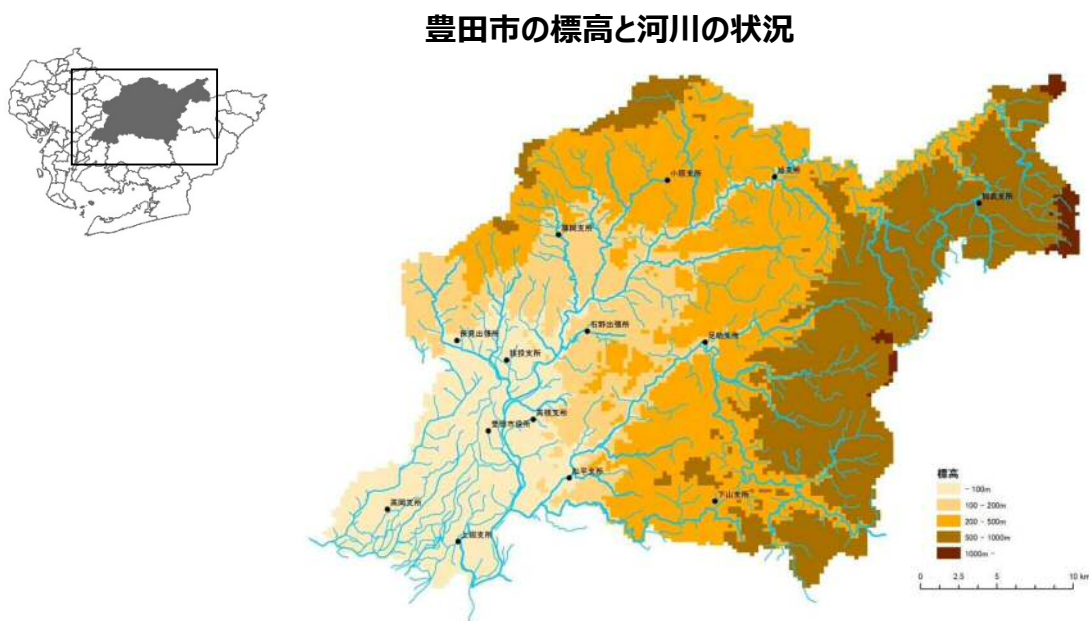
また、文部科学省が定める教育課程の基準である「学習指導要領」が約10年ぶりに改訂され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施されます。新しい「学習指導要領」では、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力など」からなる資質・能力を総合的にバランスよく育てていくことをめざしています。

社会が大きな転換点を迎える中、次代を担う子どもたちが、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、より良い社会や豊かな人生を切り拓いていく力を身に付けられるよう、教育の在り方の見直し、ハードソフト両面での環境整備が進められています。

5 市の概況

(1) 位置・面積・地形

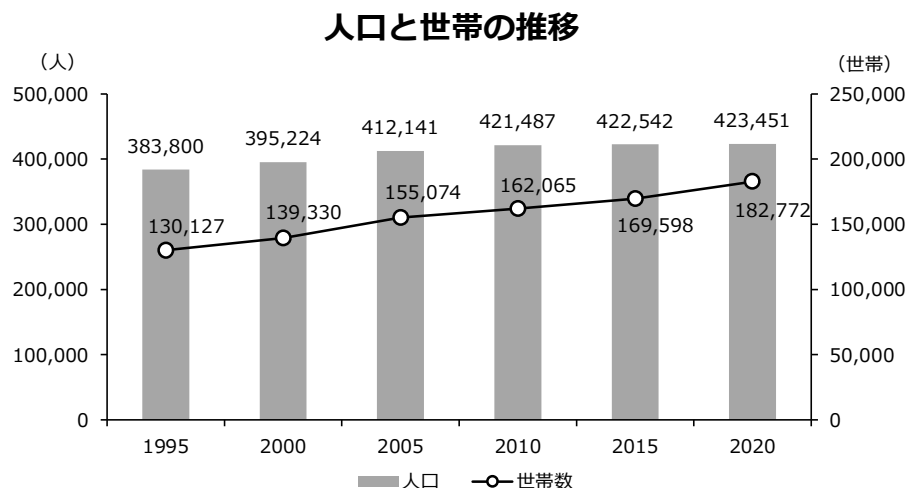
豊田市は、愛知県の北部に位置し、東西 49.36km、南北 33.37km で、面積は 918.32 km²であり、愛知県の市町村で最も大きくなっています。豊田市役所は標高 36.7m ですが、市内には標高 1,000m を超える地域もあるなど、多様な地形・自然条件を有しています。



資料：国土数値情報から作成

(2) 人口

2020年9月1日現在において、人口は423,451人、世帯数は182,772世帯で、ともに増加傾向で推移しています。

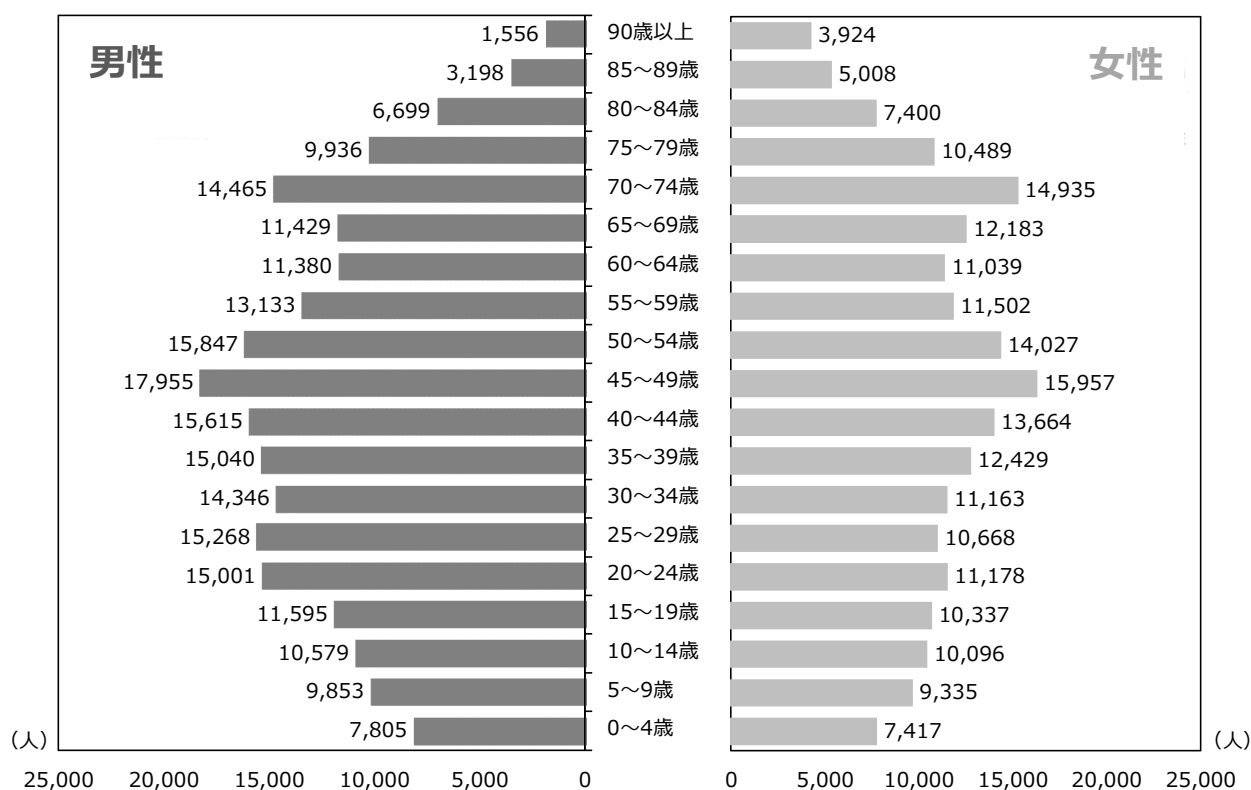


資料：豊田市（2020年9月1日現在）

年齢別で見ると、70～74歳と、20歳代から40歳代で多くなっています。性別では、20歳代から50歳代前半で男性が多くなっています。

外国人は18,445人で人口の約4%を占め、国籍ではブラジル、中国、ベトナム、フィリピン、韓国・朝鮮の順が多くなっています。

男女別年齢人口



資料：豊田市（2020年9月1日現在）

外国人の国籍別人口

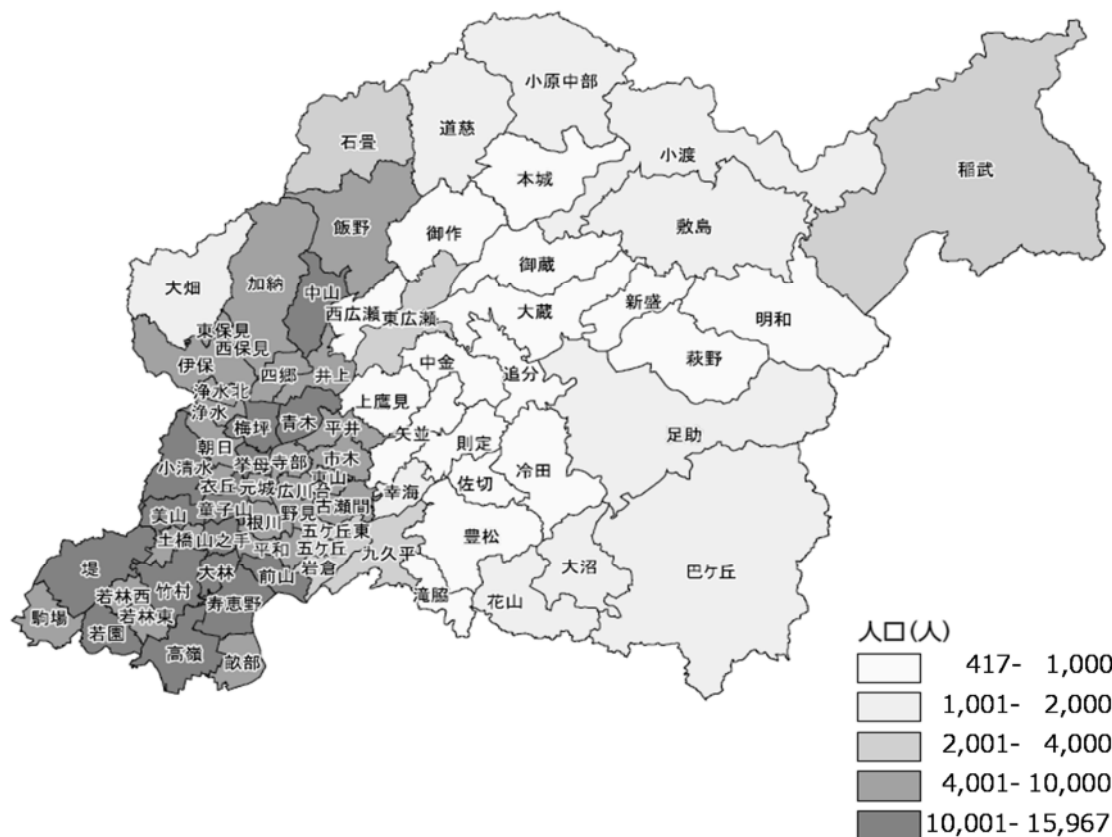
(人)						
外国人総数	ブラジル	中国	ベトナム	フィリピン	韓国・朝鮮	その他
18,445	6,687	2,656	2,515	2,023	1,147	3,417

資料：豊田市（2020年5月1日現在）

小学校区別の人口では、旧豊田市においては多くの小学校区で1万人を超えています。旧町村では1千人以下の小学校区もみられ、地域によって大きく異なっています。

今後の児童生徒数については、減少で推移していく見込みです。

小学校区別の人口



資料：豊田市（2020年9月1日現在）

今後の児童生徒数の推計

(人)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
小学生	23,708	23,443	23,243	22,893	22,607	22,185	21,675
増減数	-	-265	-465	-815	-1,101	-1,523	-2,033
中学生	11,999	12,168	12,186	12,142	11,919	11,720	11,426
増減数	-	169	187	143	-80	-279	-573
合計	35,707	35,611	35,429	35,035	34,526	33,905	33,101
増減数	-	-96	-278	-672	-1,181	-1,802	-2,606

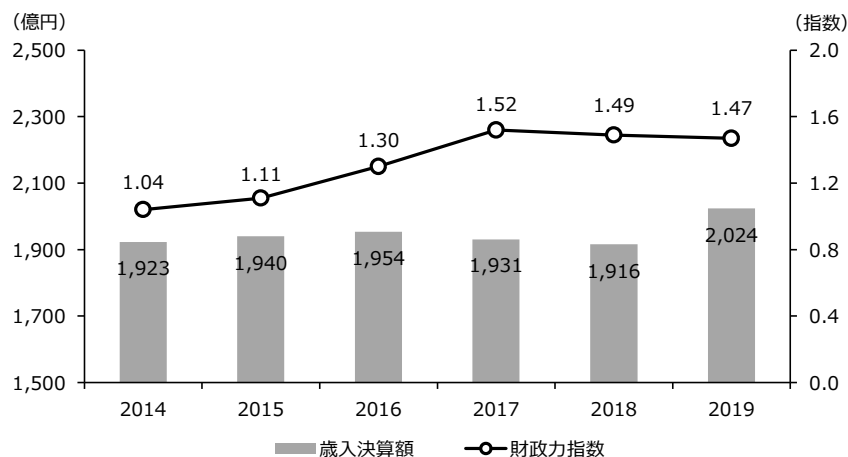
資料：児童生徒推計表（2020年5月1日現在）

注：2021年度以降の人数は公立小・中学校への通学者数の推計値、増減数は2020年度比

(3) 市の財政

本市の財政力指数*について、2017年度以降は減少しています。また、2019年度において一時的に歳入決算額は増加していますが、国の税制改正、地方交付税の合併特例が終了するなど、歳入の減少が見込まれています。

市の歳入決算額と財政力指数



資料：豊田市

(4) 中核市平均との比較

本市においては、他の中核市と比べて、教育費の歳出、小学校数、教職員数、市民会館等・博物館・体育館等の施設数、図書館蔵書数など中核市の平均値を上回る項目が多くみられます。

中核市平均との比較

(単位)	総人口				行政区域 面積 km ²	教育費	
		0-14歳	15-64歳	65歳以上		決算額 (2018年度) 億円	構成比 %
	人	%	%	%			
豊田市	425,340	13.8	63.6	22.6	918	302	17.0
中核市平均	370,497	12.7	59.4	27.9	399	149	10.3

(単位)	小学校(市立)			中学校(市立)			(市立以外)
	学校数	児童数	教職員数	学校数	生徒数	教職員数	学校数
	校	人	人	校	人	人	校
豊田市	75	24,062	1,650	28	11,980	876	1
中核市平均	48	18,798	1,247	23	8,894	681	4

(単位)	市民会館等	公民館*	博物館等	図書館	体育館
	施設数	施設数	施設数	蔵書数	施設数
	館	館	館	万冊	館
豊田市	40	28	19	175	14
中核市平均	4	29	6	97	8

資料：中核市市長会「都市要覧」(2019年度) ※豊田市における公民館数は交流館数を記載

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

多様な市民一人ひとりが自ら学び、 地域と共に育ち合う教育の実現

本市は、世代、性別、職業、経験、文化、言語等が異なる多様な市民が、人と人、人と地域のつながりを深め、生かし合う中で、多様な価値や可能性をつくりだし、暮らしを楽しむことができるまちづくりをめざします。

こうしたまちづくりの主役となる市民が、夢や希望を持ち、豊かな人生を送るためには、一人ひとりが、家庭・学校・地域等において、生涯にわたり、自ら学習活動やスポーツ・文化活動に取り組み、多様な個性や能力を向上させることはもとより、それぞれの強みを生かしながら共働によるまちづくりを進め、地域と共に育ち合うことが肝要です。

このような考えの下、本市は、「多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現」を教育行政の基本理念とし、生涯を通じて学び・育ち続ける市民の活動を支援します。

2 めざす人物像

基本理念を踏まえながら、ふれあい豊かな地域社会づくりの目標である「豊田市民の誓い」を道しるべに、本市の教育としてめざす人物像を明示します。

生涯にわたって、自ら楽しく学び・育ち続ける人（自立）

主体的に学び、考え、行動していく力を身に付け、健やかな体と豊かな心を育むとともに、人や地域との関わりの中で自分らしさを生かしながら成長する喜びを感じ、生涯にわたって自ら楽しく学び・育ち続けることが大切です。

夢に向かって挑戦し、未来を切り拓^{ひら}く人（創造）

個人のライフスタイルや価値観が多様化する中、将来に夢を抱き、困難な状況においても、それぞれの課題に主体的に取り組みながら夢を追い続け、仲間と共に新しい価値をつくりだしながら未来を切り拓いていくことが大切です。

豊田市の多様な魅力を分かち合い、次代へ継承・発信する人（郷土愛）

持続可能な社会を築いていく上で、本市の豊かな自然、多様な歴史・文化といった地域資源に親しみながら、まちの魅力に気づき、分かち合うとともに、誇りと愛情を持って次代へ継承・発信していくことが大切です。

互いに認め合い、助け合いながら、共働によるまちづくりに取り組む人 （共働）

かけがえのない自他の命を尊び、多様な個性や立場を認め合い、助け合いながら、人と人、人と地域とのあたたかなつながりを深めるとともに、地域社会の一員としての自覚を高め、共働してよりよいまちづくりに取り組むことが大切です。

3 重点施策

めざす人物像の実現に向けて、国・社会の動向や本市の現状と課題から見える今後4年間で重点的に取り組む施策を、重点施策として設定します。

1 自らの可能性を広げる力の育成

産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等、今後様々に社会状況が変化する中、激動の時代を豊かに生きるためには、誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し、自らの「可能性」を最大化していくための力が必要です。主体的・対話的で深い学び*の視点から、知識・技能の習得に加え、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成し、学びに向かう力や人間性を育みます。

2 誰もが安心して自分らしく学べる場の確保

市民が多様な個性・能力を伸ばし、豊かな人生を過ごすことができるようにするためには、一人ひとりに、それぞれの能力に応じた教育機会を確保することが必要です。障がいの有無や日本語教育の必要性、不登校など、多様な観点からのニーズに対応し、誰もが安心して自分らしく学ぶことができるよう、支援体制を充実します。

3 郷土を愛し、生涯学び、活躍できる機会の創出

都市と山村、産業と自然、多文化共生*等、本市の多様な資源を生かして学習・活動機会を創出するとともに、多様な学習・活動によって地域を愛し、地域資源を受け継ぎ、活用していく人が育っていく、という好循環が生まれる環境づくりをめざします。人生100年時代を見据え、生涯学び、活躍できる機会を創出します。

4 家庭・学校・地域の共働の推進

多様なつながりの中から、互いの個性や立場の違いを認め合い、学び合いながら、一人ひとりが力を発揮し、支え合う社会の実現をめざします。家庭・学校・地域が一体となって、地域ぐるみの教育を共働により推進します。

4 基本施策

子ども、大人、高齢者、外国人、障がいのある人等、多様な市民一人ひとりが、それぞれのスタイルで、生涯にわたって生き生きと暮らし、学び・育ち続けることができるようにする施策を推進し、基本理念やめざす人物像の実現を図ります。

計画期間内に推進する施策について、第8次豊田市総合計画との整合を図り、当該施策の中から主な事業を設定し、適切に遂行します。また、本書に掲載しない事業についても、通常業務として、着実に遂行します。

- 1 **生き抜く力を育む学校教育の推進**
- 2 **安全・安心で快適に学べる教育環境の充実**
- 3 **暮らしを豊かにする学びの支援**
- 4 **地域による次世代人材の育成の促進**
- 5 **まちへの誇りや愛着につながるものづくり学習の推進**

5 計画の体系

(仮) 第4次教育行政計画の体系

基本理念

- ・ 10年程度の長期的な目標
- ・ 教育に関する大綱と整合

めざす人物像

生涯にわたって、自ら楽しく学び・育ち続ける人（自立）

夢に向かって挑戦し、未来を切り拓く人（創造）

豊田市の多様な魅力を分かち合い、次代へ継承・発信する人（郷土愛）

互いに認め合い、助け合いながら、共働によるまちづくりに取り組む人（共働）

重点施策

- ・ めざす人物像を実現するため、国や社会の動向、市の現状と課題から今後4年間に重点的に取り組む施策と事業を設定

多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現

施策名

重点事業

1
自らの可能性を広げる力の育成

- 「主体的・対話的で深い学び」推進事業
- ICT活用・整備推進事業
- 子どもの読書活動推進事業

2
誰もが安心して自分らしく学べる場の確保

- きめ細かな教育推進事業
- いじめ・不登校対策事業
- 特別支援教育の推進事業
- 外国人児童生徒等教育事業
- 学校施設長寿命化改修事業

3
郷土を愛し、生涯学び、活躍できる機会の創出

- WE LOVE とよた教育プログラム事業
- ものづくり教育プログラム事業

4
家庭・学校・地域の共働の推進

- コミュニティ・スクール／地域学校共働本部推進事業
- 地域との連携等による教職員多忙化解消推進事業

基本施策

- ・めざす人物像の実現に向けた主要な施策と事業
- ・施策名は、第8次豊田市総合計画の施策体系に準ずる

施策名	施策の柱
1 生き抜く力を育む学校教育の推進	① 学びのつながりや地域とのつながりを重視した教育の推進
	② 確かな学力を育む教育の推進
	③ 豊かな人間性を育む教育の推進
	④ たくましく生きるための健康・体力を育む教育の推進
2 安全・安心で快適に学べる教育環境の充実	① 学校施設の環境の充実と整備の推進
	② 給食調理環境の整備
	③ 中央図書館の再整備
3 暮らしを豊かにする学びの支援	① 市民の活躍を支援する学びの場の充実
	② 図書資料等を通じた出会いと交流の促進と課題解決の支援
	③ 子どもの読書活動の推進
4 地域による次世代人材の育成の促進	① 小・中学生が主体的に活動できる機会の充実
	② 高校生・大学生の社会参加活動の促進
	③ 自立に困難を抱える若者の支援
	④ 家庭教育力の向上
5 まちへの誇りや愛着につながるものづくり学習の推進	① ものづくりや科学に興味・関心を高める機会の充実
	② 高度なものづくりや科学を学ぶ機会の充実

第3章 重点施策

重点施策1 自らの可能性を広げる力の育成

(1) めざすべき教育の姿

産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等、今後様々に社会状況が変化中、激動の時代を豊かに生きるためには、誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し、自らの「可能性」を最大化していくための力が必要です。主体的・対話的で深い学びの視点から、知識・技能の習得に加え、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成し、学びに向かう力や人間性を育みます。

(2) 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：全国学力・学習状況調査】	①84.6% ②69.8% (2019)	↑
難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している と思う児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：全国学力・学習状況調査】	①79.5% ②67.5% (2019)	↑

(3) 重点事業

- 重点事業1-1 「主体的・対話的で深い学び」推進事業
- 重点事業1-2 ICT*活用・整備推進事業
- 重点事業1-3 子どもの読書活動推進事業

重点事業 1 - 1 「主体的・対話的で深い学び」推進事業

(1) 目標

教員による指導方法の工夫・改善が活発に行われ、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」が実現している。

(2) 成果指標

「主体的・対話的で深い学び」ができていると思う児童生徒の割合

① 小学生 84.5% (2020) → 85% (2025)

② 中学生 86.1% (2020) → 87% (2025)

【出典：教科等に対する意識調査】

「主体的・対話的で深い学び」の視点による指導方法の工夫・改善を行っている学校の割合

① 小学校 84.2% (2019) → 90% (2025)

② 中学校 60.7% (2019) → 85% (2025)

【出典：全国学力・学習状況調査】

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・学習指導要領では、急激に変化する時代の中で、次代を切り拓く子どもたちに必要な資質・能力とされる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。

(市の現状)

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざして、全国学力・学習状況調査や学力検査の結果を分析し、指導方法の工夫・改善を推進しています。
- ・全国学力・学習状況調査において、2019年度に「習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした」と回答した学校の割合は、小学校で84.2%、中学校で60.7%となっており、全国平均の小学校89.3%、中学校88%を下回っています。

(市の課題)

- ・子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付けるために、子どもを主体とした授業改善の取組を活性化していくことが課題となっています。

(4) 事業概要

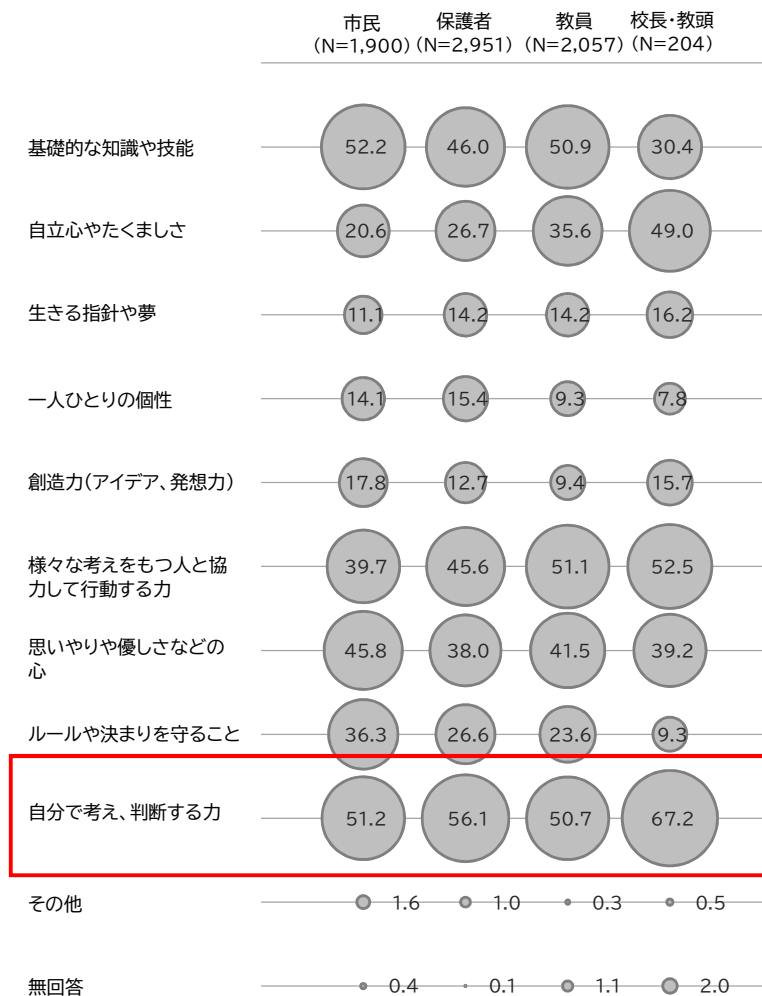
学習指導要領で育成を目指す資質・能力の三つの柱「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を育むため、「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導方法の工夫・改善に取り組みます。

(5) 主な実施内容

学力向上授業モデルの活用	(学校教育課)
「主体的・対話的で深い学び」の実現のための授業改善をめざした「学力向上授業モデル」を作成し、各学校での活用を図ります。	
「主体的・対話的で深い学び」の実現のための指導方法の工夫・改善	(学校教育課)
「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導方法に係る教員研修等を充実させます。	

【参考：豊田市の教育に関するアンケート調査結果（2020年度）】

■学校が一層力を入れるべきこと[市民、保護者、教員、校長・教頭]



重点事業 1 - 2 ICT活用・整備推進事業

(1) 目標

ICT機器の整備が進められ、子どもたちがICTを活用することにより、個別最適な学び*と、協働的な学び*が増加している。

(2) 成果指標

児童生徒がICT機器を活用し、一人ひとりに応じた学習や協働的な学習に取り組んでいると回答した学校の割合

- ① 小学生 69.0% (2020 全国平均 73.0%) → 全国平均以上 (2025)
- ② 中学生 62.3% (2020 全国平均 67.0%) → 全国平均以上 (2025)

【出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査】

教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用していると回答した教員の割合

- ① 小学校 87.6% (2020) → 95% (2025)
- ② 中学校 84.7% (2020) → 95% (2025)

【出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査】

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・GIGAスクール構想*により、ICT環境を整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの子どもに合った資質・能力を確実に育成できる教育環境の実現をめざしています。

(市の現状)

- ・2018年度に学習指導要領に対応した「主体的・対話的で深い学び」の推進のためのツールとして、コンピュータ室のデスクトップ型パソコンをタブレット一体型パソコン*に更新し、各学校でICT機器を効果的に活用した授業を実施しています。
- ・2020年度には、市内全小・中・特別支援学校に、一人1台の学習用タブレット*と高速大容量校内ネットワークを整備しました。
- ・全教員を対象にタブレット一体型パソコンの基本的な操作方法についての研修を行い、授業におけるICT活用指導力の向上を図りました。

(市の課題)

- ・児童生徒が I C T 機器を効果的に活用した学習に取り組めるようにするために、教員の I C T 活用指導力の向上が必要です。また、学校での I C T 機器の円滑な運用を図るため、ネットワーク環境のさらなる整備が必要です。

(4) 事業概要

I C T を活用した個別最適な学びと、協働的な学びを推進するために、学習スタイルの改善及び I C T 機器の整備を推進します。

(5) 主な実施内容

I C T 活用指導力向上のための研修の実施	(学校教育課)
教員の I C T 活用指導力向上のための研修を計画的に実施します。また、教員が自律的に受講できるよう、動画配信や e ラーニング* のオンライン研修を実施します。	
新しい学習スタイルの構築	(学校教育課)
新しい学びのスタイル推進委員会と連携し、タブレット端末を活用した授業実践例を作成して、授業改善を推進します。また、学習支援ソフトや学習用アプリを整備し、一人ひとりの能力や適性に応じた学習や協働的に考えをまとめたり、表現したりする学習を推進します。	
校務のデジタル化の推進	(学校教育課)
学校現場で活用する I C T 機器の利便性を高めるために、授業系と校務系のネットワークを統合します。また、学校・保護者等間の連絡手段のデジタル化を推進します。	

重点事業 1 - 3 子どもの読書活動推進事業

(1) 目標

子ども一人ひとりが読書に親しみ、目的に応じて図書等の資料を主体的に活用している。

(2) 成果指標

過去1か月に本[※]を読んだ子どもの割合

※本には、電子書籍を含むが、教科書、学習参考書、マンガ、雑誌は含まない。

- | | | | |
|-------|-----------|---|-----------|
| ① 小学生 | ●% (2020) | → | ●% (2025) |
| ② 中学生 | ●% (2020) | → | ●% (2025) |

6月下旬頃に現状値、
目標値を設定予定

調べる学習コンクール^{*}への応募点数

応募点数 1,548点 (2020) → 7,000点 (2025)

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・学習指導要領では、積極的に学校図書館や地域の図書館を活用して学びを広げ深めていくことが明示され、子どもたちが読書に親しむことや目的に応じて本や多様な媒体を活用し、課題解決を図っていくことが求められています。

(市の現状)

- ・「第3次豊田市子ども読書活動推進計画」を策定し、読書に親しむ機会創出のための取組と、本や多様な媒体を活用する能力を身に付ける機会創出のための取組を継続的に行っています。
- ・2019年度の貸出冊数は、学校図書館司書配置前（2006年度）より、小学校で約7倍、中学校で9.5倍と伸びています。一方で、1か月の読書量（2020年度豊田市子ども読書活動の推進に関するアンケート調査）は一人当たり小学生約8.8冊、中学生約4.3冊で、2019年の学校読書調査の平均値（小学生11.3冊、中学生4.7冊）を下回っています。

(市の課題)

- ・子どもたちが本を手にとる機会が増えるよう、家庭や学校教育の中で読書活動の支援を継続して行う必要があります。また、本だけでなく、他の情報媒体も目的に応じて適切に活用できるよう、調べ学習の支援を学校と図書館が連携して継続的に行う必要があります。

(4) 事業概要

子どもたちが読書に親しみ、探求的な活動を通して情報活用能力を高めるため、本に親しむ機会の創出事業や、調べ学習を支援する事業を推進します。

(5) 主な実施内容

本に親しむ機会の創出	(図書館管理課)
中央図書館等において、子どもたちと本をつなぐイベントを定期的を実施するとともに、学校図書館司書等と連携して子どもたちの発達段階に応じた適切な資料を用意し、学校での活用を推進します。	
調べ学習支援事業	(図書館管理課)
中央図書館において、本を使って課題解決に挑戦したくなるような講座を開催し、学校への調べ学習支援のための出前授業や情報提供を継続的に行うとともに、調べる学習コンクールを実施します。	

重点施策 2 誰もが安心して自分らしく学べる場の確保

(1) めざすべき教育の姿

市民が多様な個性・能力を伸ばし、豊かな人生を過ごすことができるようにするためには、一人ひとりに、それぞれの能力に応じた教育機会を確保することが必要です。障がいの有無や日本語教育の必要性、不登校など、多様な観点からのニーズに対応し、誰もが安心して自分らしく学ぶことができるよう、支援体制を充実します。

(2) 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：全国学力・学習状況調査】	①83.0% ②80.0% (2019)	↑
一人ひとりにわかりやすい授業をしていると思う保護者の割合 【出典：保護者アンケート】	66.7% (2020)	↑
先生が自分のよいところを認めてくれていると思う児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：全国学力・学習状況調査】	①85.9% ②79.1% (2019)	↑

(3) 重点事業

- 重点事業 2 - 1 きめ細かな教育推進事業
- 重点事業 2 - 2 いじめ・不登校対策事業
- 重点事業 2 - 3 特別支援教育*の推進事業
- 重点事業 2 - 4 外国人児童生徒等教育事業
- 重点事業 2 - 5 学校施設長寿命化改修事業

重点事業 2 - 1 きめ細かな教育推進事業

(1) 目標

きめ細かな教育によって児童生徒一人ひとりが大切にされ、学習や学校生活に生き生きと取り組んでいる。

(2) 成果指標

学習内容を理解していると考える児童生徒の割合

- ① 小学生（国社算理の平均） 86.1%（2020） → 87%（2025）
- ② 中学生（国社数理英の平均） 69.3%（2020） → 70%（2025）

【出典：教科等に対する意識調査】

授業が楽しいと思う児童生徒の割合

- ① 小学生（全教科平均） 76.1%（2020） → 85%（2025）
- ② 中学生（全教科平均） 72.8%（2020） → 75%（2025）

【出典：教科等に対する意識調査】

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・ Society5.0 時代の到来や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大などを背景に、従来の日本型学校教育を発展させた新しい時代の学校教育（「令和の日本型学校教育」）を実現するために、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実が求められています。
- ・ 2020年12月17日、萩生田光一文部科学大臣は、2021年度から公立小学校の1学級の上限を現行の40人（小学1年生は35人）から35人に引き下げることを発表しました。2021年度は小学2年生で実施し、2025年度までに全学年を段階的に35人以下にするよう、法改正を行う予定です。
- ・ 教科担任制については中央教育審議会*で議論され、2021年1月に答申がまとめられました。2022年度を目途に、外国語、理科、算数を対象に、小学校高学年で専門の教員が教える教科担任制を本格導入することが提言されました。

(市の現状)

- ・子どもたちへのきめ細かな指導の充実をめざし、国や県が進めている少人数学級を更に発展させ、市独自に少人数学級を実施するために、准教員や非常勤講師を配置しています。
- ・学習内容を理解していると考える児童・生徒の割合は、小学生で 86.1% (2020 年度)、中学生で 69.3% (2020 年度) となっており、過去 5 年間の数値は横ばいです。

(市の課題)

- ・一人ひとりに目の行き届いた指導を一層充実させ、授業が分かり、楽しいと思う環境づくりをさらに推進していく必要があります。

(4) 事業概要

支援が必要な子どもへの重点的な指導や一人ひとりに応じた学習機会を提供するなど、個に応じたきめ細かな教育を推進するため、市独自の少人数学級とともに、少人数指導の方法の工夫改善や非常勤講師・補助教員等の効果的な配置を進めます。

(5) 主な実施内容

少人数学級の編制※	(学校教育課)
学級編製の標準を 30 人とする市独自の少人数学級を推進します。	
専門性を有する補助教員の配置	(学校教育課)
補助教員として専門性を有する非常勤講師を配置し、成果を検証しながら、きめ細かな指導体制を充実させます。	
小学校における教科担任制導入の検討	(学校教育課)
小学校高学年からの教科担任制の導入について、国の動向に注視し、調査・検討を行います。	

※学級編成基準 (1 学級の最大人数)

2021 年度

学年	国の基準	県の基準	豊田市の基準
小 1	35 人	35 人	30 人 (試行)
小 2	35 人	35 人	35 人
小 3	40 人	35 人	35 人
小 4～6	40 人	40 人	40 人
中 1	40 人	35 人	35 人
中 2・3	40 人	40 人	35 人

重点事業 2 - 2 いじめ・不登校対策事業

(1) 目標

いじめや不登校に対して、適切な対策・支援が行われ、子どもたちが安心して学ぶことができる。

(2) 成果指標

いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う児童生徒の割合

① 小学生 97.5% (2019) → 100% (2025)

② 中学生 93.9% (2019) → 100% (2025)

【出典：全国学力・学習状況調査】

不登校児童生徒の出現率（全国平均）

① 小学生 0.78% (2019 全国平均 0.83%)

→ 毎年度全国平均を下回る (2025)

② 中学生 3.44% (2019 全国平均 3.94%)

→ 毎年度全国平均を下回る (2025)

【出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査】

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・「いじめ防止対策推進法」(2013年9月施行)において、いじめ防止等に向けて市や学校が基本的な方針を定め、いじめの防止、早期発見・早期対応、組織作りに取り組むことを求めています。2017年3月にはいじめ防止基本方針が改訂され、より丁寧にいじめに対する取組を行うように示されています。
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」(2019年10月文部科学省初等中等教育局長通知)では、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があるという基本的な考え方が示されました。

(市の現状)

- ・不登校、いじめ、非行、発達に関する対応としては、豊田市青少年相談センター（パークとよた）に、青少年相談員*、スクールソーシャルワーカー*、スーパーバイザー*等の専門的な資格をもつ職員を配置し、相談活動・学校支援を行っています。
- ・いじめについては、「豊田市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ防止対策委員会」「いじめ・不登校対策推進委員会」「いじめ問題調査委員会」「いじめ問題再調査委員会」を設置しています。
- ・不登校児童生徒については、集団での生活体験を通して「対人関係の改善」「自主性・自立性の育成」「基礎学力の充実」を図る適応指導教室（ふれあい）や個別に学習をサポートする個別サポート（ひだまり）をパークとよたに設置しています。2020年度から市雇用のスクールカウンセラー*を50人に大幅増員し、基本的に小学校は週に1日、中学校は週に2日スクールカウンセラーが配置されるようにしました。
- ・いじめの認知件数は、小学校が1,604件（2020年度）、中学校が220件（2020年度）であり、一昨年度より減少しております。これは、新型コロナウイルス感染症による年度始めの臨時休校、子ども同士の直接的な関わりの減少などが影響しているのではないかと考えられます。また、不登校児童生徒の出現率は、小学生で0.78%（2019年度）、中学生で3.44%（2019年度）となっており、全国平均値を下回っているものの、2015年度以降増加しています。

(市の課題)

- ・スクールソーシャルワーカーへの学校・保護者からの相談件数が増加しています。相談内容が多様化・複雑化してきているため、スクールソーシャルワーカーによる学校支援体制を見直し、学校との連携を強める必要があります。
- ・いじめについては、重大な事態につながらないよう、早期かつ的確に対応するとともに、未然防止に取り組む必要があります。
- ・不登校児童生徒が増加しており、一人ひとりに応じた丁寧な対応が必要です。

(4) 事業概要

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童生徒の社会的自立支援などに向けて、スクールカウンセラーや青少年相談員、スクールソーシャルワーカーの派遣、教員研修、いじめ問題対策の点検・見直し、適応指導教室*の活動内容の充実などに取り組みます。

(5) 主な実施内容

スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣	(学校教育課)
児童生徒・保護者の心のケアや福祉面での支援の充実をめざし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと学校の連携を推進するため、学校からの相談対応に加え、各学校で実施するいじめ対策委員会等に参加しながら、積極的に支援します。	
いじめの未然防止に向けた取組の推進	(学校教育課)
いじめをしない・させない環境づくりをめざし、児童生徒がいじめ問題について考え、議論したり、よりよい人間関係づくりを促進したりする場や機会をつくり、児童生徒が主体的に活動する取組を推進します。また、自己肯定感を高め、命を大切にする道徳教育を充実させるとともに、全小・中学校に「子どもを語る会」を設け、児童生徒が発する変化の兆候（悩みやいじめの訴え等）を全教職員で共有し対応します。	
不登校児童生徒への対応の充実	(学校教育課)
不登校児童生徒の社会的自立に向けて、適応指導教室（ふれあい）や個別サポート（ひだまり）において、外部機関を利用した体験活動の実施など、社会性や自主性を育成する活動内容の充実を図ります。また、学習用タブレットを使用し、自宅と学校をつなげる環境を整えます。	

重点事業 2 - 3 特別支援教育の推進事業

(1) 目標

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズが把握され、「多様な学びの場」を通して適切な支援が行われている。

(2) 成果指標

特別支援教育コーディネーター*が、子どもへの適切な支援のために、保護者や関係機関との相談ができていると回答する学校の割合

① 小学校 96% (2020) → 100% (2025)

② 中学校 88% (2020) → 100% (2025)

【出典：特別支援教育体制整備状況調査】

就学相談会の利用者数

利用者数 259人 (2020) → 280人 (2025)

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・「障害者差別解消法」(2016年4月施行)により、国公立の学校に対して、障がいのある子どもに対する合理的配慮*の提供を法的義務と定め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の一層の充実を求めています。また、文部科学省と厚生労働省では、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」を発足し、障がいのある子どもへの適切な支援のために、家庭と教育と福祉のより一層の連携や保護者支援の充実をめざしています。

(市の現状)

- ・障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実をめざし、ブロックサポート体制(近隣地域の小・中学校間において特別支援教育に関する相談・支援体制を推進するネットワーク)を活用して、関係機関との連携による教職員への研修や保護者への支援を実施しています。また、特別支援教育アドバイザー*が学校を訪問して、教員への指導・助言をしています。
- ・2020年度の特別支援学級*と通級指導教室*を利用する児童生徒数は857名であり、2016年度と比較すると65名増加しています。今後も特別な支援を必要とする児童生徒の数が増えていくことが見込まれています。

- ・2020年度小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒数は4名で、看護師による支援の実施回数は週当たり1回となっており、残りの4日間での支援を必要とする児童生徒に対しては、保護者が学校へ行き、対応しています。

(市の課題)

- ・生活や学習上の困難さに対応した環境や教育的配慮の充実を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず共に学びやすい環境を充実する必要があります。医療的ケアを必要とする児童生徒への教育の機会均等の保障や保護者の負担軽減のために、小・中学校における支援体制の充実を図る必要があります。

(4) 事業概要

通常の学級で共に学ぶことができる授業づくりや学級基盤づくりに加え、特別支援学級、通級による指導といった「多様な学びの場」を充実させるため、ブロックサポート体制を活用して、担当する教職員への研修の充実、障がいのある児童生徒の教育の機会均等の保証や相談支援体制の強化を図ります。

(5) 主な実施内容

障がい種別に応じた教職員研修の実施	(学校教育課)
特別支援教育に関する教職員の専門性を確保するため、障がい種別に応じた教職員研修を実施します。	
医療的ケア支援体制の充実	(学校教育課)
小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、関係機関との連携を強化し、新しい支援体制の構築を図ります。	
障がいのある児童生徒に関する支援体制の強化	(学校教育課)
障がいのある児童生徒の個別支援に関する学校からの相談について、専門家との連携を強化し、特別支援学級と通常の学級の区別なく、積極的に支援を進めます。	
特別支援教育拠点機能の検討	(学校教育課)
特別な支援を必要とする児童生徒の増加やインクルーシブ教育システム*の推進により、児童生徒、保護者、教職員に対する支援体制のさらなる充実を図るため、特別支援教育拠点機能について検討します。	

重点事業 2 - 4 外国人児童生徒等教育事業

(1) 目標

国籍にかかわらず、全ての子どもが、適切な教育を受け、将来の進路を見据えた支援が行われている。

(2) 成果指標

特別の教育課程を編成し、個別の指導計画により指導を受けた日本語指導が必要な児童生徒の指導目標を達成できた割合

① 小学校 85% (2020) → 95% (2025)

② 中学校 82% (2020) → 80% (2025)

【特別支援教育体制整備状況調査】

日本語指導が必要な生徒の卒業後の進学率

卒業後の進学率 90% (2020.3 卒業) → 95% (2025)

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・「日本語教育の推進に関する法律」(2019年6月施行)に基づき、外国人の子どもたちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、就学機会の提供を全国的に推進しています。

(市の現状)

- ・日本での生活や学校生活に慣れていない編入学したばかりの児童生徒には、市内4つの小・中学校内に「ことばの教室」を設けて、日本語初期指導及び学校生活適応指導を行っています。
- ・各小・中学校では、日本語教育適応学級担当教員や市配置の学校日本語指導員が、日本語の習得状況により、個に応じた指導や支援を行っています。また、「外国人児童生徒等サポートセンター」において、翻訳や通訳、学習相談に応じるなど、各小・中学校への支援の充実を図っています。
- ・日本語指導が必要な幼児には、小学校生活に適応できるよう、就学前に日本語初期指導や学校生活適応指導を行うプレスクール事業を市内2か所で実施しています。
- ・2021年5月調査では、日本語指導が必要な児童生徒は957人、小・中学校合わせて59校となっており、多国籍化も進んでいます。

(市の課題)

- ・外国人児童生徒等の受入体制を整え、日本語指導の一層の充実を図ることが必要な状況です。また、外国人児童生徒等に対して、学校生活に必要な日本語学習とともに、日本語と教科を統合した学習を行い、教科学習に自律的に参加できる力を養うなどの、組織的かつ体系的な指導を充実させていく必要があります。

(4) 事業概要

外国人児童生徒等の小・中学校への適応及び自立に向けて、外国人児童生徒等サポートセンターの活動内容、担当教員や学校日本語指導員の指導・支援の充実、プレスクール事業や「ことばの教室」での指導、日本語指導が必要な生徒の就学状況調査等の実施・充実を図ります。

(5) 主な実施内容

教員の指導力向上及び学校日本語指導員の支援力向上 (学校教育課)
日本語指導が必要な児童生徒に学習指導・支援を行う教員の指導力向上、及び学校日本語指導員の支援力向上に向けて、先進校の研究事例や教材の展開等、研修内容の充実を図ります。
日本語指導・多言語支援の充実 (学校教育課)
編入の増加、多言語化傾向にある外国人児童生徒等と保護者への支援のため、外国人児童生徒等サポートセンターにおいて学習支援、相談、通訳・翻訳対応の充実や、外国人児童生徒等教育アドバイザーの巡回訪問による学校支援を実施します。また、多言語化の対応として、学習用タブレットの翻訳機能を活用し、学習環境を整えます。
日本語初期指導教室「ことばの教室」での指導の充実 (学校教育課)
市内4か所で実施している「ことばの教室」において、学齢に応じた日本語初期指導、学校生活適応指導の充実を図ります。

重点事業 2 - 5 学校施設長寿命化改修事業

(1) 目標

学校施設の長寿命化改修事業を実施し、児童生徒がより安全・安心で快適に学べる教育環境が充実している。

(2) 成果指標

長寿命化改修を実施した学校数

学校数 — → 4校 (2025)

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

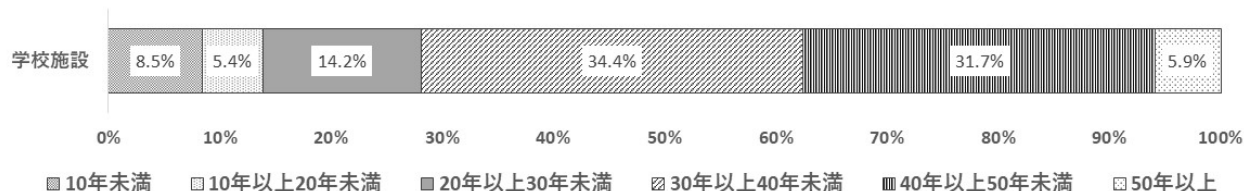
- ・文部科学省は、学校施設においてこれまでの改築中心から長寿命化への転換により、中長期的な維持管理費等に係るトータルコストの縮減を図り、予算の平準化に努めることが重要であるとしています。(2015年3月通知)

(市の現状)

- ・これまでも、計画的な予防保全を実施するために「公共建築物延命化計画」を基に学校施設の延命化を進めてきましたが、文部科学省で示されているように、施設を目標使用年数80年の長期にわたって使い続けていくために、長寿命化を見すえた施設管理を行っていくことが求められています。

(市の課題)

- ・学校施設については、建設から30年以上経過している建物が大半を占めており、施設の老朽化問題が表面化しています。将来的にはこれらの施設の更新時期が集中することが想定され、多額の財政負担が課題となってきます。厳しい財政状況が続くと想定される中、学校施設の耐久性を高めるとともに施設のニーズの多様化に対応するために、効果的な改修を計画的に行い、長期にわたって使用していくことが必要です。



(4) 事業概要

学校施設の耐久性を高めるとともに施設のニーズの多様化に対応するため、効果的な改修を計画的に行い、建物の目標使用年数を80年とする長寿命化改修を実施します。

(5) 主な実施内容

長寿命化改修の実施

(学校づくり推進課)

建物の構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、内装の改修などを含めた施設のニーズの多様化に対応するために、効果的な改修を計画的に実施します。

重点施策3 郷土を愛し、生涯学び、活躍できる機会の創出

(1) めざすべき教育の姿

都市と山村、産業と自然、多文化共生等、本市の多様な資源を生かして学習・活動機会を創出するとともに、多様な学習・活動によって地域を愛し、地域資源を受け継ぎ、活用していく人が育っていく、という好循環が生まれる環境づくりをめざします。人生100年時代を見据え、生涯学び、活躍できる機会を創出します。

(2) 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
日ごろの生活の中で生きがいを感じている市民の割合 【出典：市民意識調査】	75.4% (2019)	↑
自分の住む地域が好きだという児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：教科等に対する意識調査】	①88.6% ②84.5% (2020)	↑

(3) 重点事業

重点事業3-1 WE LOVE とよた教育プログラム推進事業
重点事業3-2 ものづくり教育プログラム事業

重点事業3-1 WE LOVE とよた教育プログラム推進事業

(1) 目標

学校が豊田市の教育資源を活用した教育活動を展開することで、子どもが地域に関心・愛着をもち、生涯学び続ける楽しさや主体性が育まれている。

(2) 成果指標

WE LOVE とよた教育プログラム推進委員会で作成したプログラム数

プログラム数 28 (2020) → 100 (2025)

市内の教育資源を活用した学年の割合

① 小学校 — (2020) → 100% (2025)

② 中学校 — (2020) → 100% (2025)

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・学習指導要領では、教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりするなど、学校教育のめざすところを社会と共有・連携しながら実現させることをめざしています。

(市の現状)

- ・公共施設見学学習（小学4年生）や心に残る記念事業（中学3年生）により市内の全小・中学生が教育資源を活用する機会を設けています。また、市や団体等が実施する様々なプログラムを各学校が選択することにより、市内の教育資源を活用した授業を展開しています。

(市の課題)

- ・市内の多様な施設等を訪問するための移動手段や時間を確保し、様々なプログラムを子どもたちの学びに活用しやすいように整備する必要があります。

(4) 事業概要

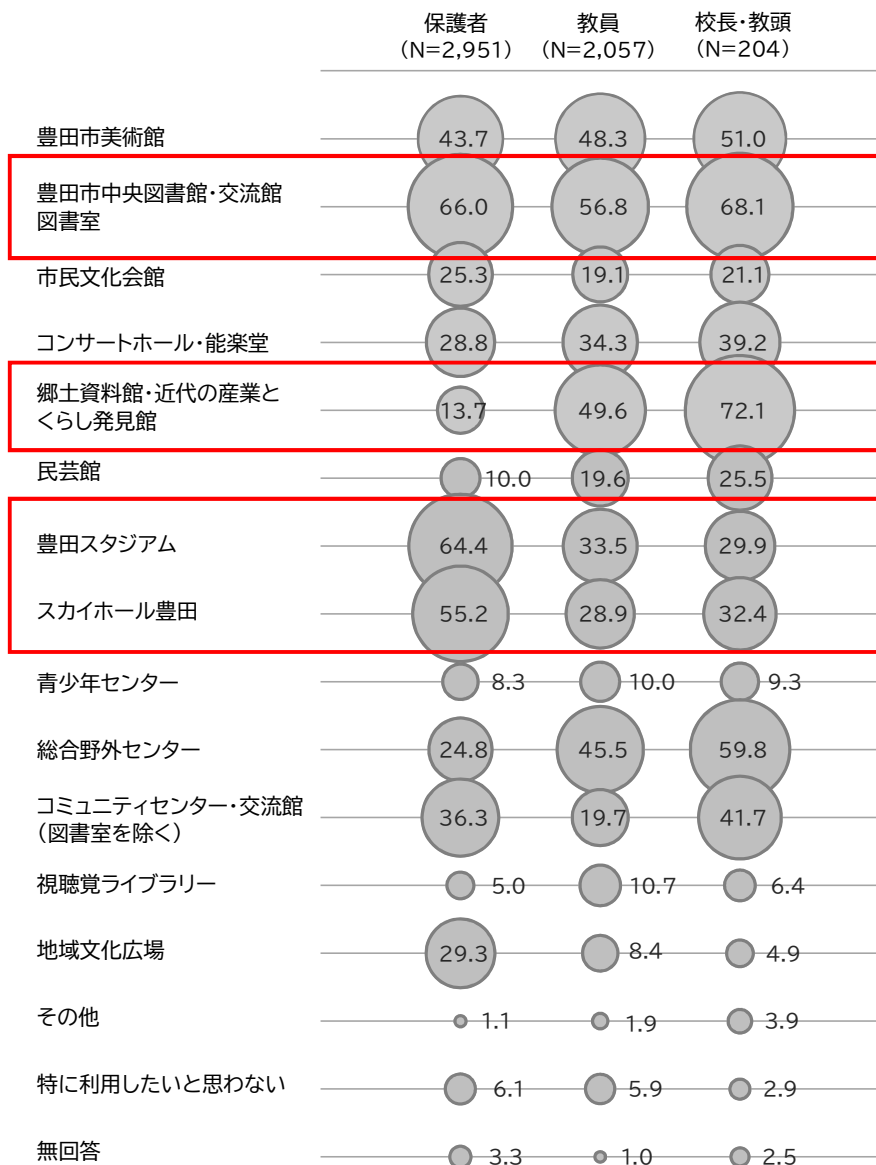
子どもが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むために、関係課等と連携して教育プログラムの作成や学校が教育プログラムをまとめた資料等を活用しやすい仕組みを構築することにより、学校による豊田市の教育資源の活用を推進し、子どもにとって魅力的な授業を実施します。

(5) 主な実施内容

WE LOVE とよた教育プログラム推進委員会の実施	(学校教育課)
<p>推進委員会を組織して、教員の代表と関係課等が協力して、学校が求めるプログラムの編成や関係課等が作成しているプログラムを学校が利用しやすいように整理し、教育資源の活用場面を増やします。また、施設での学習を効率よく実施できるように、モデル学習コースの立案を行います。</p>	
教育資源を検索する仕組みの構築	(学校教育課)
<p>学校がカリキュラム*・マネジメントを行い、市内の教育資源や教育プログラムを利用しやすく整理します。</p>	

【参考：豊田市の教育に関するアンケート調査結果（2020年度）】

■子どもと利用したい文化・スポーツ施設[保護者、教員、校長・教頭]



重点事業3-2 ものづくり教育プログラム事業

(1) 目標

子どもがものづくりや科学に触れる機会が多く、興味・関心を持つ子どもが増えている。

(2) 成果指標

「子どもたちが興味・関心を持ってものづくり活動に取り組んでいた」と回答した学校の割合

割合 96.7% (2019) → 毎年度 95%以上

ものづくりサポーターの人数

108人 (2020) → 108人 (2025)

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。」ことがこれからの教育課程の理念となっています。

(市の現状)

- ・小学生を対象に、学校の教育内容に関連したものづくり体験「ものづくり教育プログラム」を、ものづくりサポーター（市民ボランティア）の協力により実施しています。開始した2008年度は8校での実施でしたが、高学年も含めた新プログラムの整備やサポーターの増員などにより、2019年度は、ものづくりサポーター107人の登録により、61校で実施しました。

(市の課題)

- ・世代間交流の減少、町工場等の減少や業務のオートメーション化、IT化等により、身近な人や場所での職業意識の醸成が困難な状況が懸念されます。
- ・ものづくり教育プログラムの円滑な実施維持のため、ものづくりサポーター全体の力量向上をめざし、研修内容や手法の改善が必要です。また、サポーターの高齢化に伴う退会者の増加により、今後のサポーターの確保が必要になります。

(4) 事業概要

児童のものづくりに対する興味・関心を促進するため、市民のボランティアによるものづくりサポーターの支援を受け、自然・科学・匠の技を学習・体感する「ものづくり教育プログラム」を提供します。

(5) 主な実施内容

ものづくり教育プログラムの実施	(市民活躍支援課)
小学校を対象に、学校カリキュラムの中で関連付けたものづくり教育プログラムをものづくりサポーターの支援により実施します。	
ものづくりサポーターの確保	(市民活躍支援課)
ものづくり教育プログラムを、より多くの児童に対し効果的に提供するための新たなサポーター育成講座を開催するとともに、とよたシニアアカデミー*に参加している方へアプローチするなど、各種イベントでのサポーター募集を活性化し、ものづくりサポーターの確保を図ります。	
ものづくりサポーターの資質向上及び次期リーダーの育成	(市民活躍支援課)
ものづくりサポーターの資質向上や次期リーダーの育成を図るため、サポーター研修会やその内容の充実を図ります。	

重点施策4 家庭・学校・地域の共働の推進

(1) めざすべき教育の姿

多様なつながりの中から、互いの個性や立場の違いを認め合い、学び合いながら、一人ひとりが力を発揮し、支え合う社会の実現をめざします。家庭・学校・地域が一体となって、地域ぐるみの教育を共働により推進します。

(2) 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
1年以内に、小・中学校の活動又は児童生徒とともに 行う地域の活動に参加した市民の割合 【出典：市民意識調査】	28.6% (2019)	↑
地域の行事や活動に参加している児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：豊田市の教育に関するアンケート調査】	①80.0% ②70.3% (2020)	↑

(3) 重点事業

重点事業4-1 コミュニティ・スクール* / 地域学校共働本部* 推進事業
重点事業4-2 地域との連携等による教職員多忙化解消推進事業

重点事業4-1 コミュニティ・スクール／地域学校共働本部推進事業

(1) 目標

地域学校共働本部の活動を基盤として中学校区の単位で指定されたコミュニティ・スクールにおいて、学校間及び学校と地域が一体となった、地域ぐるみによる教育が効果的に実施されている。

(2) 成果指標

中学校区で教育目標を共有する取組を行っている学校の割合

① 小学校 39.5% (2019) → 100% (2025)

② 中学校 64.3% (2019) → 100% (2025)

【出典：全国学力・学習状況調査】

学校の活動にボランティアとして参加した人数

人数 5,277人 (2020) → 5,500人 (2025)

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正（2017年4月）され、保護者や地域住民等が学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりする「学校運営協議会」の設置が努力義務化されています。
- ・人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について、2018年12月に中央教育審議会で答申がまとめられ、地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働を推進しています。

(市の現状)

- ・2019年度末までに全小・中学校103校に地域学校共働本部の設置が完了し、2020年度末までに全中学校区（28校区）にコミュニティ・スクールの指定も完了しました。
- ・地域学校共働本部については、地域と学校とのパイプ役となる地域コーディネーターを206人（2019年度）育成・支援しています。また、コミュニティ・スクールについては、地域学校共働本部や学校、地域の代表等者で構成される連絡会議が効果的に取り組めるよう、地域学校共働本部推進アドバイザーを派遣して支援・助言を行っています。

(市の課題)

- ・地域学校共働本部の地域コーディネーターについては、地域によっては人材確保が困難な場合があります。
- ・コミュニティ・スクール連絡会議の運営の仕方をはじめ、学校と地域をつなぐ連携においてどのようなことができるか模索しています。また、コミュニティ・スクールの活動内容やねらいを周知したうえで連携を深めたり、教員の働き方改革に向けた取組の充実を図ったりすることが必要です。
- ・多様な人材等の地域資源の情報を地域学校共働本部、交流館がそれぞれでもっていますが、共有する場や連携する機会が少ない状況です。

(4) 事業概要

地域学校共働本部において、地域と学校が連携・共働し、地域全体で子どもの成長を支えていく組織の活動を推進していくことを基盤として、中学校区の単位でめざす子ども像や9年間を見通した教育活動を共有し、小・中学校の連携及び地域ぐるみの教育を効果的に実施します。

(5) 主な実施内容

コミュニティ・スクール連絡会議の充実	(学校教育課)
学校支援や地域の活性化について協議するコミュニティ・スクール連絡会議を効果的・継続的に実施できるよう、地域学校共働本部推進アドバイザーを派遣して支援します。	
地域コーディネーター研修会の実施	(学校教育課)
地域コーディネーターの資質向上や次の担い手の育成を図るため、地域コーディネーター研修会を年に1回実施します。	
交流館と地域学校共働本部の連携強化	(学校教育課／市民活躍支援課)
学校側のニーズと交流館が持つ地域資源情報を共有し、モデル地区で連携を推進します。	

重点事業 4-2 地域との連携等による教職員多忙化解消推進事業

(1) 目標

地域との連携を含めた様々な手法により、学校現場での働き方改革に向けた各校の取組を支援し、教職員の多忙化解消が実現している。

(2) 成果指標

地域の力を活用して休日の部活動運営を改善している中学校数

中学校数 — → 28校 (2025)

時間外在校等時間が6か月平均で月45時間を超えている教職員の割合

- ① 小学校 46% (2020年度下半期) → 0% (2025年度下半期)
- ② 中学校 58% (2020年度下半期) → 0% (2025年度下半期)

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・学校における働き方改革については中央教育審議会で議論され、2019年1月に答申がまとめられました。教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教師人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことを目的としています。また、働き方改革を進めるに当たり、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子どもの生活の充実や活性化を図ることが大切としています。

(市の現状)

- ・2018年3月に策定した「豊田市教職員多忙化解消プラン（2018～2020年度）」をもとに取組を進めた結果、時間外在校等時間が月80時間（前・後期6か月平均）を超過している教職員の割合は、2019年度前期で小学校が4%、中学校が21%のところ、2020年度前期で、それぞれ3%、9%と改善が見られました。しかし、2020年度後期には、コロナ禍のため十分に対応策をとった上で行う授業等の準備時間の増加や、延期されていた学校行事の後期への集中等のため、小学校8%、中学校18%と割合が増えています。
- ・2021年4月からは、改訂された「豊田市教職員多忙化解消プラン（2021～2023年度）」をもとに、勤務時間外在校等時間の新たな上限目標（月45時間）を掲げ、年度ごと段階的に達成できるよう具体的な取組を進めています。

(市の課題)

- ・国の上限指針によると、時間外在校等時間について、1か月45時間以内、1年間360時間以内とするために、教職員の業務量の適切な管理が求められています。今後、これまでもよりさらに高い目標に向けては、勤務時間管理の徹底と抜本的な業務改善、労働安全衛生管理、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に加えて、地域や家庭の理解を促し、多様な主体で子どもを支える体制の推進を図ることが重要です。

(4) 事業概要

健康な心と体で児童生徒と向き合うことができる環境を実現するため、在校等時間管理の適正化、学校マネジメントの推進、部活動指導に関わる負担の軽減、業務改善と環境整備に向けた取組に基づいて、教職員の多忙化解消を推進します。

(5) 主な実施内容

地域人材等を活用した地域部活動をはじめとした 休日における部活動運営の改善	(学校教育課)
地域人材を活用した休日の部活動運営等により、教員の部活動指導に関わる負担を軽減するシステムを構築します。	
業務改善推進委員会の開催	(学校教育課)
豊田市教職員多忙化解消プランに掲げる目標達成を目指し、プランの進捗管理及びそれぞれの取組の改善を図ります。	

第4章 基本施策

【 施策体系 】

施策名	施策の柱
1 生き抜く力を育む 学校教育の推進	①学びのつながりや地域とのつながりを重視した教育の推進
	②確かな学力を育む教育の推進
	③豊かな人間性を育む教育の推進
	④たくましく生きるための健康・体力を育む教育の推進
2 安全・安心で快適に 学べる教育環境の充実	①学校施設の環境の充実と整備の推進
	②給食調理環境の整備
	③中央図書館の再整備
3 暮らしを豊かにする 学びの支援	①市民の活躍を支援する学びの場の充実
	②図書資料等を通じた出会いと交流の促進と課題解決の支援
	③子どもの読書活動の推進
4 地域による次世代人材の 育成の促進	①小・中学生が主体的に活動できる機会の充実
	②高校生・大学生の社会参加活動の促進
	③自立に困難を抱える若者の支援
	④家庭教育力の向上
5 まちへの誇りや 愛着につながる ものづくり学習の推進	①ものづくりや科学に興味・関心を高める機会の充実
	②高度なものづくりや科学を学ぶ機会の充実

1 生き抜く力を育む学校教育の推進

(1) めざす姿

地域ぐるみでの学び合いを通じて、生き抜く力を備えた児童生徒が育っている。

(2) 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：全国学力・学習状況調査】	①74.5% ②71.8% (2019)	↑
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 《再掲》 ①小学生 ②中学生 【出典：全国学力・学習状況調査】	①84.6% ②69.8% (2019)	↑
学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合《再掲》 ①小学生 ②中学生 【出典：全国学力・学習状況調査】	①83.0% ②80.0% (2019)	↑
一人ひとりにわかりやすい授業をしていると思う 保護者の割合《再掲》 【出典：保護者アンケート】	66.7% (2020)	↑
自分の住む地域が好きだという児童生徒の割合《再掲》 ①小学生 ②中学生 【出典：教科等に対する意識調査】	①88.6% ②84.5% (2020)	↑

(3) 施策の柱

①学びのつながりや地域とのつながりを重視した教育の推進

こども園・幼稚園、小・中学校、高等学校とのつながりや地域とのつながりをより深めるために、人材の確保・育成を推進し、子どもたちの学校や自分の住む地域・豊田市を愛する気持ちを育成します。

②確かな学力を育む教育の推進

きめ細やかな教育や分かる・深まる学習を推進するため、少人数指導やICTを活用した授業づくりに取り組みます。

③豊かな人間性を育む教育の推進

障がい、いじめ、不登校、日本語教育が必要な児童生徒への支援を充実させるため、相談やサポート体制の強化に取り組みます。

④たくましく生きるための健康・体力を育む教育の推進

子どもたちの健やかな体を育てるため、子どもの体力向上プログラムの充実や部活動の運営支援に取り組みます。

(4) 主な事業

事業名	事業概要	担当課
「主体的・対話的で深い学び」 推進事業 【重点施策1－重点事業1】	「主体的・対話的で深い学び」につながる授業づくりについて研究し、各学校で指導方法の工夫・改善を実施	学校教育課
I C T活用・整備推進事業 【重点施策1－重点事業2】	I C T機器を活用した「主体的・対話的で深い学び」を推進するための学習スタイルの構築及びI C T環境の整備を推進	学校教育課
きめ細かな教育推進事業 【重点施策2－重点事業1】	豊田市独自の少人数学級と非常勤講師・補助員等の配置により、きめ細かな教育を推進	学校教育課
いじめ・不登校対策事業 【重点施策2－重点事業2】	いじめの防止や対応、不登校児童生徒の自立支援などに関する各種対策事業を実施	学校教育課
特別支援教育の推進事業 【重点施策2－重点事業3】	身近な地域での特別支援教育に関する諸問題を解決するために、ブロックサポート体制を確立	学校教育課
外国人児童生徒等教育事業 【重点施策2－重点事業4】	外国人児童生徒等の小・中学校への適応を進めるため、日本語指導や学習相談、支援等を実施	学校教育課
WE LOVE とよた教育プログラム推進事業 【重点施策3－重点事業1】	子どもが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むため、関係課等と連携した教育プログラムを構築し、学校による豊田市の教育資源の活用を推進	学校教育課
コミュニティ・スクール／ 地域学校共働本部推進事業 【重点施策4－重点事業1】	地域と学校が連携・共働し、地域全体で子どもの成長を支えていく組織の活動を推進し、小・中学校、交流館など地域の関係機関との連携及び地域ぐるみの教育を推進	学校教育課 市民活躍支援課
地域との連携等による教職員 多忙化解消推進事業 【重点施策4－重点事業2】	業務改善に向けた学校マネジメントの実施や地域の人材を活用した部活動の支援など、教職員の長時間労働を是正	学校教育課
学び続ける教員の育成推進事業	人材育成プランに示されたキャリアステージに応じた教員研修の実施とO J T *の充実を推進	学校教育課

事業名	事業概要	担当課
中高連携事業	市内の公立高校の特色ある取組や魅力をPRする「豊田市高等学校魅力発見フェスタ」の開催や、中学校と高校の教員が互いの授業を参観する授業交流を実施	学校教育課
特色ある学校づくり推進事業	特色と活力ある学校づくりを推進するため、校長の自由裁量予算を確保し、必要な人員配置や、地域の文化や芸術に関わる活動、交流や勤労生産に関わる活動等を学校独自に展開	学校教育課
英語教育の推進事業	児童生徒のコミュニケーション能力を高めるために、外国人英語指導講師（ALT）と連携した教員の英語指導力向上のための研修を実施	学校教育課
貧困状態にある子どもへの支援事業	学校を窓口とした福祉関係機関との連携及び就学援助制度等による経済的な支援を推進	学校教育課
奨学生交付金事業	高校生と大学生のうち、成績優秀であり、かつ、経済的な理由により修学困難な者に対して、奨学金を支給	教育政策課
道徳教育の推進事業	学習指導要領改訂による道徳の教科化に伴う授業改善への取組や教育課程の編成等、道徳教育を推進	学校教育課
子どもの体力向上推進事業	児童生徒の体力向上及び運動好きな児童生徒を育てるために、各校の現状に合わせた「体力向上1校1実践」の取組を実施	学校教育課
学校給食による食育事業	学校給食を活用し、豊田市産食材の提供と食に関する指導を実施	保健給食課

2 安全・安心で快適に学べる教育環境の充実

(1) めざす姿

児童生徒が安全・安心で快適に学べる環境が整っている。

(2) 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
学校における重大事故件数 【出典:「学校事故対応に関する指針」に基づく基本調査】	0 件 (2019)	→
保全改修を実施した学校数 (年度末時点)	72 校 (2020)	↑
トイレ再整備を実施した箇所数 (年度末時点)	460 か所 (2020)	↑
学校給食衛生管理基準制定以後に整備した給食センター数 (年度末時点)	2 施設 (2019)	↑

(3) 施策の柱

①学校施設の環境の充実と整備の推進

安全・安心で快適な教育環境を提供するため、施設の老朽化への対応や、社会環境の変化に伴う新たなニーズに対応した整備を進めます。

②給食調理環境の整備

子どもたちに安全・安心な給食を提供するため、衛生管理の徹底や食物アレルギーに対応できる環境整備を進めます。

③中央図書館の再整備

利用者の安全確保と施設の安定した運用を実現するため、利用環境や利便性の向上に配慮しながら、時代に即した機能改修を進めます。

(4) 主な事業

事業名	事業概要	担当課
学校施設長寿命化改修事業 【重点施策2－重点事業5】	建物の目標使用年数を80年とし、学校施設の効果的な改修を計画的に行い、長寿命化による施設管理を実施	学校づくり 推進課
学校施設保全改修事業	安全・安心で快適な教育環境を確保するため、老朽化が進む学校施設の保全改修を実施	学校づくり 推進課
学校トイレ再整備事業	快適な教育環境を確保するため、トイレの洋式化を実施	学校づくり 推進課
バリアフリー化整備事業	バリアフリー化未実施の小・中学校において、エレベーターや多目的トイレ、段差解消等の整備を実施	学校づくり 推進課
小学校遊具再整備事業	安全・安心な教育環境の確保と児童の体力向上のため、老朽化が進む小学校遊具の再整備を実施	学校づくり 推進課
若園交流館・若園中学校技術科棟 改築事業	施設の老朽化や利用者ニーズの多様化による機能不足に対応するため、若園交流館と若園中学校技術科棟の合築を実施	学校づくり 推進課
校舎増築事業（中山小学校ほか）	宅地開発等により児童生徒数が増加する学校に対して、教室不足が生じないように計画的に教室を整備	学校づくり 推進課
給食センター建替事業	老朽化した給食センターの移転新築整備の検討を実施	保健給食課
中央図書館大規模改修事業	いつまでも安心して快適に利用できるよう、利用開始から20年以上経過した中央図書館の改修を実施	図書館管理課

3 暮らしを豊かにする学びの支援

(1) めざす姿

市民が自ら楽しく学び、様々な活動が行われている。

(2) 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
中央図書館の年間延べ利用者数	642,979 人 (2020)	↑
読書が好きな児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：全国学力・学習状況調査】	①76.6% ②70.7% (2019)	↑

(3) 施策の柱

①市民の活躍を支援する学びの場の充実

市民の生涯にわたる学び、交流、活動の促進を図るため、多様な活動や多様な主体の参加が広がる交流館運営を進めます。

②図書資料等を通じた出会いと交流の促進と課題解決の支援

図書資料等を通じた出会いや交流の機会を増やすため、また市民や地域が抱える課題の解決を支援するために、図書館機能の充実を図ります。

③子どもの読書活動の推進[※]

言語活動を通じて、論理的思考力、豊かな情感、コミュニケーション力などを育成するため、子どもに豊かな読書環境と充実した読書機会を提供します。

※施策の柱③は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 145 号）第 9 条第 2 項に基づく「豊田市子ども読書活動推進計画」として、位置付けます。

(4) 主な事業

事業名	事業概要	担当課
交流館運営事業	利用ルールの緩和や地域の特性に合った運営を進めるとともに、市民の活躍の機会をコーディネートする支援機能を強化	市民活躍支援課
子どもの読書活動推進事業 【重点施策1－重点事業3】	子どもが読書に親しみ、図書資料等を主体的に活用するため、お話をはじめとする本に親しむイベントや、調べ学習支援のための講座等を実施	図書館管理課
中央図書館管理運営事業	豊田市中央図書館運営基本方針を踏まえた、効果的・効率的な図書館の管理運営を実施	図書館管理課
図書資料デジタル化事業	保存・活用を目的とした図書資料（主に郷土資料）のデジタル化及び電子書籍導入の検討を実施	図書館管理課
図書資料の充実と環境整備事業	身近に本のある環境を整え、多くの本に出会えるようにするため、施設における図書資料等の購入や、学校・園及び放課後児童クラブ等への団体貸出等を実施	図書館管理課
子どもと本をつなぐ人材育成支援事業	子どもと本をつなぐ人を増やすため、読み聞かせボランティアの育成、読書相談（レファレンス）の充実、学校図書館司書への支援等を実施	図書館管理課

4 地域による次世代人材の育成の促進

(1) めざす姿

地域や社会で活躍できる次世代の人材が育っている。

(2) 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
地域の行事や活動（ボランティア活動、地域のお祭り、ボーイ・ガールスカウト）に参加している割合 ①小学校低学年 ②小学校高学年 ③中学生 ④高校生 ⑤青少年（19歳～29歳） 【出典：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査】	①84.1% ②86.4% ③72.4% ④38.1% ⑤18.4% (2018)	↑
外出頻度の少ない若者の割合 （「ふだんは家にいるが自分の趣味に関する行事の時だけ外出する」又は「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」又は「自室からは出るが、家からは出ない」又は「自室からほとんど出ない」） ※その状態になってから6か月以上に及ぶ人の割合 ①高校生 ⑤青少年（19～29歳） 【出典：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査】	①2.8% ②3.6% (2018)	↓
家庭の教育力に満足している市民の割合 【出典：豊田市の教育に関するアンケート調査】	25.4% (2020)	↑

(3) 施策の柱

①小・中学生が主体的に活動できる機会の充実

生き抜く力を育むため、地域における活動の場や挑戦する機会を充実します。

②高校生・大学生の社会参加活動の促進

域社会の担い手として高校生・大学生が成長するため、地域や社会との交流の機会や活動のきっかけづくりを行います。

③自立に困難を抱える若者の支援

自立に困難を抱える若者が就労や社会参加などを行うため、関係機関との連携による包括的な体制で自立に向けた支援を行います。

④家庭教育力の向上

親としての意識や能力が身に付く家庭教育支援の展開を図り、子育ての悩みを抱える家庭が孤立しないよう、地域ぐるみで子育て環境の向上を図ります。

(4) 主な事業

事業名	事業概要	担当課
学生によるまちづくり提案事業	学生が豊田市のまちづくりに関する施策・事業を提案し、学生自身で提案した事業を実施	次世代育成課
若者サポートステーション事業	自立に困難を抱える若者が就労や社会参加などを行うため、関係機関による包括的な体制で自立に向けた支援を実施	次世代育成課
家庭教育支援事業	子育てに関する保護者への情報提供や子育ての仲間づくり・情報共有ができる場の提供等により家庭教育を支援	次世代育成課

5 まちへの誇りや愛着につながるものづくり学習の推進

(1) めざす姿

子どもが系統的にものづくりや科学を学ぶ機会があり、市民がものづくり活動を支え、大切にしている。

(2) 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
ものづくりに興味のある児童生徒の割合 ①小学校5年生 ②中学校2年生 【出典：豊田市の教育に関するアンケート調査】	①80.7% ②64.4% (2020)	↑
子どものもものづくり学習を支える企業・団体等の数 (年度末時点)	123 団体 (2020)	↑

(3) 施策の柱

①ものづくりや科学に興味・関心を高める機会の充実

幼少期からものづくりや科学への興味・関心を高め、創造性や感受性を育むため、学校や身近な場所でのものづくり学習の機会の充実を図ります。

②高度なものづくりや科学を学ぶ機会の充実

小学校高学年から中学生・高校生の課題発見・解決力、創造力の向上や職業に対する意識を醸成するため、企業や大学、ものづくり団体等と連携した高度で実践的なものづくり・科学の学習機会の充実を図ります。

(4) 主な事業

事業名	事業概要	担当課
ものづくり教育プログラム事業 【重点施策4－重点事業3】	小学生を対象に、学校カリキュラムの中で関連付けたものづくり体験を、ものづくりサポーターの支援により実施	市民活躍支援課
とよたものづくりフェスタ事業	子どもたちが様々なものづくりを体験・体感できるイベントを、ものづくり団体、大学、高校、中学校等と連携して開催	市民活躍支援課
クルマづくり究めるプロジェクト事業	子どもたちが、プロからクルマづくりを学び、挑戦する活動を自動車関連企業と連携して実施	市民活躍支援課
匠の技・職人の技に学ぶ ものづくりプロジェクト事業	和紙、鍛冶屋、竹細工といった伝統的な匠のものづくりや食品サンプルなどの現代の名工から学ぶ講座を実施	市民活躍支援課
科学技術教育推進事業	主に中学生・高校生を対象とし、企業、大学、関係団体等と連携したハイレベルのものづくり・科学講座等の開催や生徒の活躍を支援	市民活躍支援課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

教育委員会は、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・共働しながら、一体となって施策を推進していく体制整備に努めます。

また、教育は市民生活に幅広く関係するため、教育委員会が所管する分野だけでなく、市長部局の各部署とも連携を図りながら、担当部署が責任を持って施策を推進します。

Plan（計画）－ Do（実施）－ Check（評価）－ Action（見直し）のサイクル（PDCAサイクル*）を繰り返し、継続的な改善を行うことにより、計画推進のさらなる充実に取り組みます。

（1）事務局における進捗状況の把握

この計画を実効性のあるものにするため、取組の進捗状況と成果指標の両面で、事務局において計画の進捗状況を取りまとめます。

「第3章 重点施策」では、施策ごとに状態指標を設定し、2024～2025年度の次期計画の策定に役立てるために、各施策の効果を評価します。また、事業ごとに成果指標を設定しており、毎年度その達成状況を把握します。

「第4章 基本施策」においても、施策ごとに状態指標を設定し、次期計画の策定に役立てるために、各施策の効果を評価します。事業については、毎年度取組実績を把握します。

（2）教育委員会議

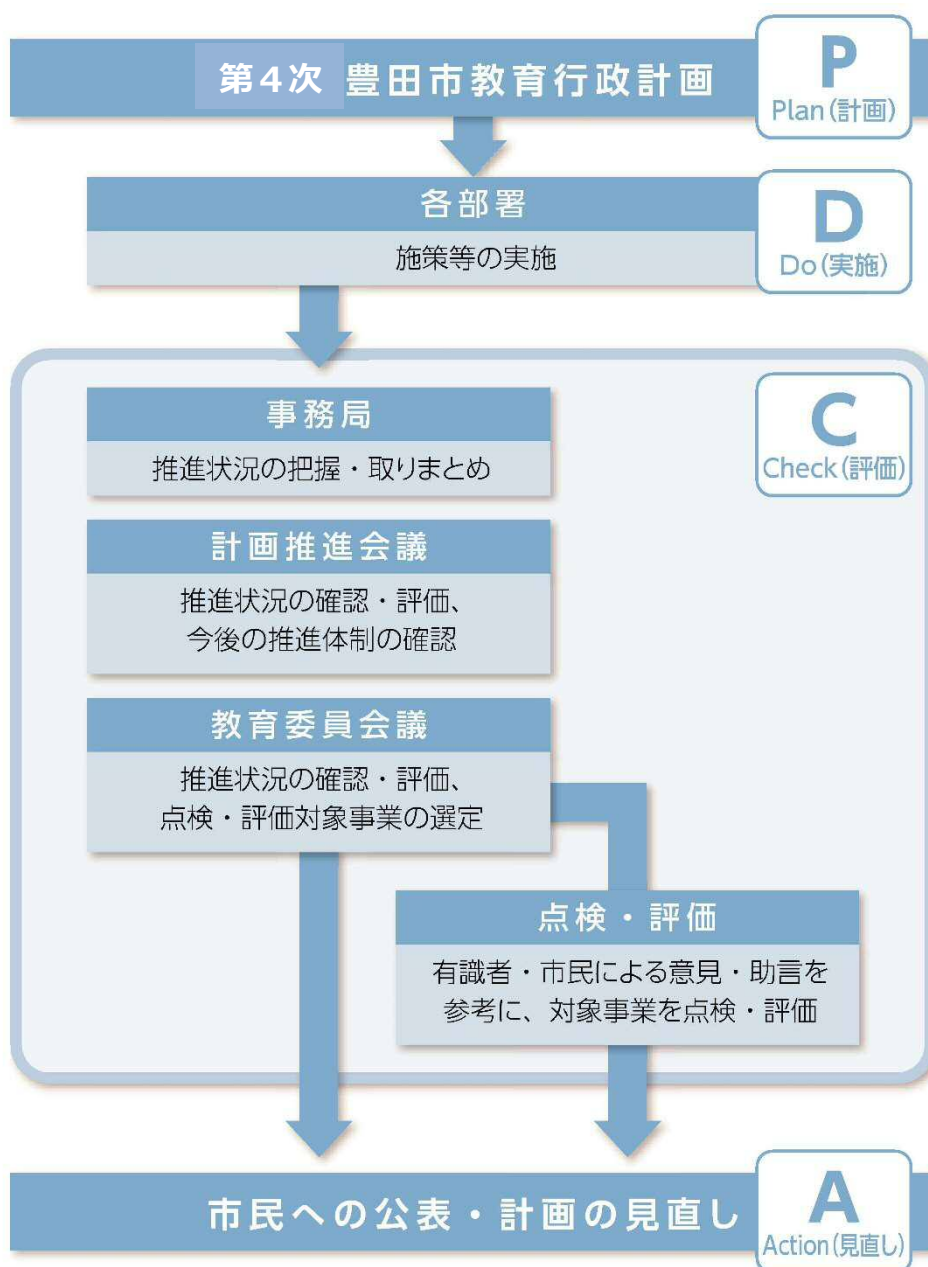
教育委員会議において、本計画の進捗状況について教育委員に報告し、その推進に向けて協議します。この中で、重点事業を始め、特に課題のある事業や協議すべき事業等を、点検・評価の対象事業に選定します。

(3) 点検・評価

教育委員会において選定した事業について、教育委員会が外部の有識者の意見・助言を参考にしながら、各担当課へのヒアリングや現地視察を通して、点検・評価を行います。

(4) 市民への公表

計画の進捗状況や各指標の達成状況、点検・評価の結果等については、市民に対して定期的に情報公開します。公表は、豊田市ホームページへの掲載等を通じて、市民に分かりやすく、効率的で適切な方法で行います。



資料編

1 策定に関する例規等

【教育基本法（抄）】

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）】

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州しちしゅうをのぞむ美しい山河うつく さんがにかこまれ、
輝かしい衣かがやの里ころもの歴史さとと伝統れきしをうけつぎながら、
明日あすに向かって伸びゆく豊田市む の とよたしの市民しみんです。

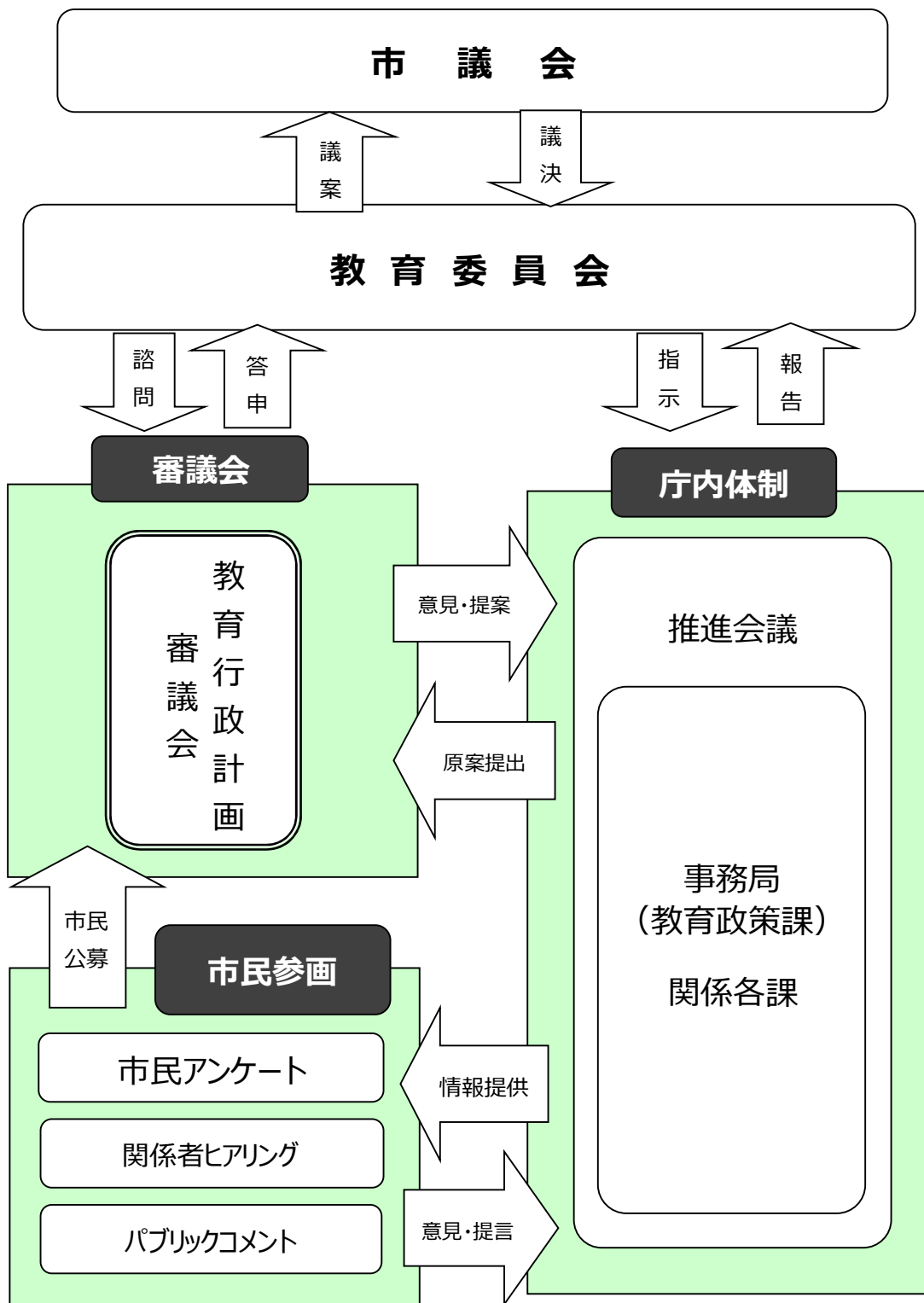
- 1 緑みどりをはぐくみ、川かわを大切にたいせつにして、
豊かな自然ゆた しぜんを愛あいしましょう。
- 1 スポーツしたに親しみ、教養きょうようを高たかめて、
文化ぶんかの向上こうじょうにつとめましょう。
- 1 元気で働き、若い力げんき はたら わか ちからをそだてて、
幸せな家庭しあわ かにいをつくりましょう。
- 1 互いに助けあい、心たがの輪たすをひろげて、
あたたかい町まちをつくりましょう。
- 1 いのちを尊どうとび、きまりまもを守って、
住みよい社会す しゃかいをつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいうらなで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。

2 策定体制図



3 審議会名簿

番号	氏名	所属等
1	井村 美穂	NPO法人子どもの国 理事長
2	大山 卓	豊田市青少年相談センター 主幹
3	近藤 かおる	豊田市崇化館交流館 館長
4	鈴木 悠介	一般社団法人豊田青年会議所 理事長
	池田 靖典	一般社団法人豊田青年会議所 理事長
5	都築 知己	豊田市青少年健全育成推進協議会 副会長
6	寺井 之保	市民公募委員
7	成毛 理子	豊田市小中学校長会 会長
	久野 友士	豊田市小中学校長会 会長
8	◎ 野田 敦敬	愛知教育大学 学長
9	○ 牧野 篤	東京大学大学院教育学研究科 教授
10	水野 愛	市民公募委員
11	水野 鋼治	豊田市区長会 理事
	鈴木 孝寛	豊田市区長会 理事
12	水野 政也	豊田市PTA連絡協議会 副会長
	益城 啓	豊田市PTA連絡協議会 副会長
13	若子 理恵	豊田市こども発達センター センター長

◎会長 ○副会長 50音順、敬称略 ※所属団体等は委嘱時のもの

4 豊田市教育委員会附属機関規則

平成4年11月30日
教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市附属機関条例(平成4年条例第24号)第3条の規定に基づき、教育委員会の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 附属機関の委員の任期は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第3条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議(以下「会議」という。)を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第4条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第5条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 第3条第3項及び前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、同条第1項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「の出席がなければ開くことができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第2項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 附属機関の庶務は、別表に定める課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第6条関係)

附属機関名	委員の任期	庶務担当課名
豊田市教育行政計画審議会	諮問期間	教育部教育政策課
豊田市立小中学校区審議会	諮問期間	教育部学校教育課

5 豊田市教育行政計画審議会への諮問書

豊教政発第393号
令和2年7月3日

豊田市教育行政計画審議会
会長 野田 敦敬 様

豊田市教育委員会
教育長 山本 浩司

豊田市教育行政計画について（諮問）

豊田市附属機関条例（平成4年条例第24号）第2条第2項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

豊田市教育行政計画の策定について

2 諮問理由

令和3年度末に現計画の計画期間が終了することから、多様な市民の参画により、教育を取り巻く社会情勢等の変化に対応した新たな豊田市の総合的な教育行政計画を策定するため

3 諮問期間

令和2年7月3日から令和4年3月31日まで

6 審議会の審議経過

会議	日程	主な内容
第1回	2020年 7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・会長の選出 ・諮問 ・計画概要の協議 ・計画策定スケジュールの協議 ・教育に関するアンケート調査の実施概要の協議
第2回	2020年 11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・国や社会の動向の確認 ・現計画における現状分析と課題の確認 ・教育に関するアンケート調査（市民）の結果報告 ・次期教育大綱の協議 ・計画体系の協議 ・重点施策の協議
第3回	2021年 1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関するアンケート調査結果等の結果報告 ・重点施策の事業の協議 ・基本施策の事業の協議

8 豊田市の教育に関するアンケート調査

【調査対象者】

調査	対象者	配布数	有効回収数	回収率
(1) 市民	16歳以上の市民	3,693	1,900	51.4%
(2) 小学生	市内の小学校5年生	1,678	1,638	97.6%
(3) 中学生	市内の中学校2年生	1,469	1,424	96.9%
(4) 保護者	(2)(3)の対象者の保護者	3,147	2,951	93.8%
(5) 教員	市内の公立小・中学校の教員	2,199	2,057	93.5%
(6) 校長・教頭	市内の公立小・中学校の校長・教頭	206	204	99.0%

【調査期間】

2020年7月～9月

【調査項目】

			市民	小学生	中学生	保護者	教員	校長・ 教頭
学校教育	学校全般	学校生活の満足度		○	○	○		
		学校生活に満足している理由		○	○			
		学校生活に満足していない理由		○	○			
		学校が一層力を入れるべきこと	○			○	○	○
		現在の学校教育の問題点	○					
		学校運営での課題						○
	授業	授業の満足度		○	○	○		
		好きな授業・学習内容		○	○			
		授業に対する子どもの理解度					○	
	特色ある教育	特色のある教育として重要なこと	○			○	○	○
		インクルーシブ教育システムの推進に必要なこと				○	○	○
		将来の職業を考えるために必要なこと			○			
		国際化・多文化共生について					○	○
	教師	教師に期待すること				○		
		児童・生徒の指導で大切と思うこと				○	○	○
		教師の教育活動の状況					○	○
		校外研修について					○	○
		今後充実を希望する研修内容					○	○
	給食	給食の満足度		○	○	○		
		給食に満足している理由		○	○	○		
		給食に満足していない理由		○	○	○		
家庭や地域と連携した教育	地域ぐるみの教育	身につけたい、伸ばしたいこと		○	○			
		家庭、学校、地域それぞれの役割	○			○	○	○
		家庭や地域の教育への評価	○			○	○	○
		地域ぐるみでの教育への評価	○					
	子どもの生活	学習塾への通塾状況		○	○			
		習い事の状況		○	○			
		電子メディアの閲覧頻度		○	○			
		オンライン利用に関すること	○	○	○	○	○	○
	家庭の状況	学校や勉強についての会話		○	○	○		
		現在の暮らしむき				○		
		家庭の教育力が低下している原因				○	○	○

			市民	小学生	中学生	保護者	教員	校長・ 教頭
家庭や地域と連携した教育	地域の教育力	近所の子どもとの会話	○					
		学校と地域の連携で重要なこと	○					
		保護者・住民の協力・参加	○			○	○	○
		地域の行事や活動への参加状況		○	○			
		参加している地域活動の内容		○	○			
		地域の大人の見守り		○	○			
		登下校で怖い思いをした経験		○				
		住んでいる地域への愛着		○	○			
		地域の教育力の課題					○	○
生涯学習	交流館	利用状況	○					
		利用した目的	○					
		利用したことがない理由	○					
	中央図書館	利用状況	○					
		利用した目的	○					
		利用したことがない理由	○					
		図書館に求めるもの・学校との連携					○	○
	読書	学校以外での読書頻度		○	○			
		図書コーナーの利用頻度		○	○			
歴史・文化	文化への関心や活動状況	文化等に関する興味	○	○	○			
		市内の文化施設の利用状況	○					
		鑑賞・見学した分野	○					
		鑑賞・見学する上で困ること	○					
		日頃行っている文化活動の分野	○					
		文化活動をする上で困ること	○					
		文化活動への支援状況	○					
	文化振興、文化財保護	地域の文化的環境の充実に向けて	○					
		市の歴史・文化財の継承、魅力発信	○					
		地域の文化的環境が充実する効果	○					
	子どもと文化	子どもと利用したい文化・スポーツ施設				○	○	○
		郷土資料館・くらし発見館との連携					○	○
		鑑賞・見学した回数		○	○			
		文化鑑賞や文化活動の意向と内容		○	○			
		子どもの文化鑑賞・活動などで困ること				○		
		充実していくとよい催しものや取組				○		

			市民	小学生	中学生	保護者	教員	校長・ 教頭
スポーツ	する スポーツ	運動・スポーツの実施状況と内容	○					
		運動・スポーツの実施頻度	○					
		運動・スポーツをする理由	○					
		運動・スポーツをしなかった理由	○					
		子どもの学校以外での運動・スポーツの実施頻度		○	○			
		子どもの軽い運動を加えたスポーツの実施頻度		○	○			
		子どもの学校以外での運動・スポーツの実施状況					○	
	みる スポーツ	スポーツの観戦状況	○	○	○			
		観戦した種目	○	○	○			
	支える スポーツ	スポーツ推進委員等の認知度	○					
		ボランティア活動等への参加状況	○					
		参加した/参加したいボランティア活動等の内容	○					
		学校以外でのスポーツ指導の状況					○	
	スポーツ 振興に 向けて	運動・スポーツに関する情報	○					
		情報不足を感じた内容	○					
		豊田スタジアム等の利活用	○					
市が力を入れるべきこと		○						
教育行政	教育委員会 による学校 支援	職務上の多忙感					○	
		教育委員会の専門的な支援					○	○
		学校の組織的な対応					○	○
	教育情報や 計画の推進	市内の教育行政情報の入手方法	○					
		教育行政の情報提供の満足度	○					
		今後提供すべき教育行政の情報	○					
		学校からの情報提供の状況					○	
	学校評価の課題					○		
自由意見			○	○	○	○	○	○

9 関係団体等へのヒアリング

調査時期	2020年9月～12月
調査方法	ヒアリング調査
調査項目	(1) ICTの活用促進 (2) いじめ・不登校 (3) 特別支援教育 (4) 外国人児童生徒等教育 (5) ものづくり教育 (6) 家庭教育 (7) 地域ぐるみの教育

10 語句説明 ※文中に*が付いている語句について、説明しています。(五十音順)

語句	ページ (初出*)	説明
e-ラーニング	20	インターネットなどのネットワークを通して学習し、また学習状況の進捗管理などが行える教育形態。
GIGA スクール構想	19	Global and Innovation Gateway for All の略称。一人1台のタブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、これまでの学校教育と組み合わせることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、その能力を最大限に引き出そうとする文部科学省の構想。
I C T	16	Information and Communication Technology の略称。情報や通信に関する技術の総称。情報通信技術。
O J T	47	On the Job Training の略称。具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度等を、意図的・計画的・継続的に指導し、習得させること。
P D C A サイクル	57	Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階の流れを繰り返し、継続的に改善していく手法。
Society5.0	1	IoT で全ての人・モノがつながることで、新たな価値を生み出し、社会でのイノベーションを通じて、一人ひとりが希望を持ち、快適に活躍できる社会。
生き抜く力	1	社会が激しく変化する中で自立と共働を図るための能動的・主体的な力。
インクルーシブ 教育システム	30	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
学習用タブ レット	19	GIGA スクール構想に基づき、児童生徒が使用するタブレットパソコン。
カリキュラム	37	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画（教育課程）のこと。
共働	1	市民と行政が協力・連携すること。通常これを「協働」というが、本市ではそれに加え、共通する目的のために、それぞれの判断で、それぞれが別で活動することも含まれる（国の通知や子どもたちの学びにおいては「協働」と表記している）。
協働的な 学び	19	子ども一人ひとりのよい点や可能性を生かし、子ども同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、必要な資質・能力を育成す

		ること。
合理的配慮	29	障がい者が他の人と平等に自らの権利を使うことができるように、負担が重すぎることをない範囲で、社会の側で必要な配慮や変更・調整を行うという考え方。
個別最適な学び	19	子ども一人ひとりの特性・学習進度・学習到達度等に応じ、教師が必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う「指導の個別化」と、子ども一人ひとりの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、教師が一人ひとりに応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う「学習の個性化」を、学習者の視点から整理した考え方。
コミュニティ・スクール	38	中学校区の単位で、学校と地域がめざす子ども像や9年間を見通した教育活動を共有し、学校間の連携及び地域ぐるみの教育を効果的に実施するための仕組み。中学校区内の各学校に設置された地域学校共働本部の教育協議会の代表者及び各学校、地域の代表者で構成されるコミュニティ・スクール連絡会議を設置。
財政力指数	9	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。
持続可能な開発のための2030アジェンダ	3	2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された、持続可能な開発目標（SDGs）を含む、先進国を含む全ての国に適用される国際社会共通の目標のこと。
主体的・対話的で深い学び	14	これからの時代に求められる資質・能力の育成に向けて、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくための視点。「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」はそれぞれ固有の視点をもつ。
調べる学習コンクール	21	子どもたちの主体的に考え判断し表現する力を育むことを目的とした図書館振興財団主催の全国コンクールのこと。
スーパーバイザー	27	公認心理師・臨床心理士の資格を有し、特別支援教育にも精通した者。青少年相談員やスクールカウンセラーの力量向上につながる取組を行う等、相談支援体制整備を図る。
スクールカウンセラー	27	公認心理師もしくは臨床心理士の資格を有し、いじめや不登校などによる児童生徒の心の問題に関して、専門的な知識・経験を有する者。児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言などを行う。
スクールソーシャルワーカー	27	社会福祉士の資格を有し、活動経験の実績などがある者。福祉の専門職として家庭環境による問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関などのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。
青少年相談員	27	臨床心理士の資格を有し、青少年問題に対して専門的な知識を有する者。青少年やその保護者の悩みごとについて、面接相談を実施し、青少

		年の健全育成を図る。
タブレット一体型パソコン	19	コンピュータ室に配備した、携帯できるノート型で、画面をタッチすることでも操作可能なコンピュータ。
多文化共生	14	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として生きていくこと。
地域学校共働本部	38	地域と学校が連携・共働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく組織。各小・中学校に、地域コーディネーターを配置し、学校と地域の双方向の活動や共働の活動を実施。
中央教育審議会	24	教育に関する重要事項の調査・審議を行う、文部科学省におかれる文部科学大臣の諮問機関。
通級指導教室	29	通常の学級に在籍し、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいの状態に応じた特別な指導を特別な教室で受ける指導形態。
適応指導教室	27	不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会等が、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。
特別支援学級	29	障がいの種別ごとに設置された少人数の学級で、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行う。
特別支援教育	23	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
特別支援教育コーディネーター	29	特別支援教育を推進するために、校内または福祉、医療等の関係機関との連絡調整役、あるいは、保護者に対する「学校の窓口」としての役割を担う。
特別支援教育アドバイザー	29	特別支援学校での教職経験と指導実績が豊富であり、特別支援教育に関する高い専門性を有し、児童生徒・保護者・教職員の困り感によりそった指導・助言・その他必要に応じた支援を行う。
とよたシニアアカデミー	44	シニア世代を対象とする学び、相談、情報提供等の事業を通じて、生きがいづくりや様々な市民活動の実践を促すことにより、シニア世代の社会や地域での活躍を支援する事業。
パブリックコメント	71	市民と行政のパートナーシップを推進するための取組の一つで、市の基本的な政策などの策定にあたり、その趣旨、目的、内容を公表し、これに対する市民からの意見、情報、専門的知識の提出を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する一連の手続。

12 第3期豊田市教育大綱

■ 基本理念

多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現

本市は、世代、性別、職業、経験、文化、言語等が異なる多様な市民が、人と人、人と地域のつながりを深め、生かし合う中で、多様な価値や可能性をつくりだし、暮らしを楽しむことができるまちづくりをめざします。

こうしたまちづくりの主役となる市民が、夢や希望を持ち、豊かな人生を送るためには、一人ひとりが、家庭・学校・地域等において、生涯にわたり、自ら学習活動やスポーツ・文化活動に取り組み、多様な個性や能力を向上させることはもとより、それぞれの強みを生かしながら共働によるまちづくりを進め、地域と共に育ち合うことが肝要です。

このような考えの下、本市は、「多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現」を教育行政の基本理念とし、生涯を通じて学び・育ち続ける市民の活動を支援します。

■ めざす人物像

基本理念を踏まえながら、ふれあい豊かな地域社会づくりの目標である「豊田市民の誓い」を道しるべに、本市の教育としてめざす人物像を明示します。

○生涯にわたって、自ら楽しく学び・育ち続ける人

主体的に学び、考え、行動していく力を身に付け、健やかな体と豊かな心を育むとともに、人や地域との関わりの中で自分らしさを生かしながら成長する喜びを感じ、生涯にわたって自ら楽しく学び・育ち続けることが大切です。

○夢に向かって挑戦し、未来を切り拓く人

個人のライフスタイルや価値観が多様化する中、将来に夢を抱き、困難な状況においても、それぞれの課題に主体的に取り組みながら夢を追い続け、仲間と共に新しい価値をつくりだしながら未来を切り拓いていくことが大切です。

○豊田市の多様な魅力を分かち合い、次代へ継承・発信する人

持続可能な社会を築いていく上で、本市の豊かな自然、多様な歴史・文化といった地域資源に親しみながら、まちの魅力に気付き、分かち合うとともに、誇りと愛情を持って次代へ継承・発信していくことが大切です。

○互いに認め合い、助け合いながら、共働によるまちづくりに取り組む人

かけがえのない自他の命を尊び、多様な個性や立場を認め合い、助け合いながら、人と人、人と地域とのあたたかなつながりを深めるとともに、地域社会の一員としての自覚を高め、共働してよりよいまちづくりに取り組むことが大切です。

■めざすべき教育の姿

めざす人物像を実現するため、本市としてめざすべき教育の姿を掲げます。

○自らの可能性を広げる力の育成

産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等、今後様々に社会状況が変化する中、激動の時代を豊かに生きるためには、誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し、自らの「可能性」を最大化していくための力が必要です。主体的・対話的で深い学びの視点から、知識・技能の習得に加え、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成し、学びに向かう力や人間性を育みます。

○誰もが安心して自分らしく学べる場の確保

市民が多様な個性・能力を伸ばし、豊かな人生を過ごすことができるようにするためには、一人ひとりに、それぞれの能力に応じた教育機会を確保することが必要です。障がいの有無や日本語教育の必要性、不登校など、多様な観点からのニーズに対応し、誰もが安心して自分らしく学ぶことができるよう、支援体制を充実します。

○郷土を愛し、生涯学び、活躍できる機会の創出

都市と山村、産業と自然、多文化共生等、本市の多様な資源を生かして学習・活動機会を創出するとともに、多様な学習・活動によって地域を愛し、地域資源を受け継ぎ、活用していく人が育っていく、という好循環が生まれる環境づくりをめざします。人生100年時代を見据え、生涯学び、活躍できる機会を創出します。

○家庭・学校・地域の共働の推進

多様なつながりの中から、互いの個性や立場の違いを認め合い、学び合いながら、一人ひとりが力を発揮し、支え合う社会の実現をめざします。家庭・学校・地域が一体となって、地域ぐるみの教育を共働により推進します。